
小平市教育委員会事務の点検及び評価

— 令和5年度分 —

報 告 書

令和6年9月
小平市教育委員会

目次

I	点検・評価の概要	1
II	点検・評価の対象事業	2
III	点検・評価の結果	4
	基本的施策1 確かな学力の向上	4
	No.1 小学校第5学年における移動教室の実施（学務課）	6
	No.2 学習補助員の配置（指導課）	6
	No.3 デジタル利活用支援員の配置（指導課）	7
	No.4 指導者用デジタル教科書の導入（指導課）	7
	No.5 中学校放課後学習教室の実施（地域学習支援課）	8
	No.6 第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施（図書館）	8
	No.7 ティーンズ委員会の開催（図書館）	9
	No.8 学校図書館への支援（図書館）	10
	基本的施策2 健やかな体の育成	11
	No.9 「こだいら一斉体カテスト週間」の実施と結果の活用（指導課）	12
	No.10 「楽しみながら運動プログラム」の実践（指導課）	12
	No.11 オリンピック・パラリンピック教育の推進（指導課）	13
	No.12 小学校給食調理業務委託の実施（学務課）	14
	No.13 食物アレルギー対応力の向上（学務課）	14
	No.14 児童・生徒の生活習慣病予防健診の実施（学務課）	15
	No.53 学校給食費に関する保護者負担の軽減（学務課）	15
	基本的施策3 豊かな心の育成	17
	No.15 いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進（指導課）	18
	No.16 スクールソーシャルワーカー活用事業の実施（指導課）	19
	No.17 人権教育の推進（指導課）	20
	基本的施策4 自立心の養成	21
	No.18 小・中学校におけるキャリア教育の推進（指導課）	22

No. 19	実践的な訓練の実施（指導課）	22
No. 20	小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進（指導課）	23
基本的施策5 一人ひとりを大切にし共に学ぶ教育の充実		24
No. 21	就学支援委員会の開催（指導課）	25
No. 22	自閉症・情緒障がい特別支援学級開設に向けた準備・検討（指導課）	25
基本的施策6 教員の資質向上		27
No. 23	サービス事故再発防止の取組の実施（指導課）	28
No. 24	体験型地域理解研修の実施（指導課）	29
No. 25	学校における働き方改革（指導課）	29
No. 26	学校における労働安全衛生体制の整備（指導課）	30
No. 27	校務支援システムの機能拡張（指導課）	31
基本的施策7 学校の経営力向上		32
No. 28	コミュニティ・スクールの推進（指導課）	33
No. 29	部活動指導員の配置（指導課）	34
No. 30	部活動外部指導員の配置（指導課）	34
No. 31	部活動地域移行の検討（指導課）	35
No. 32	スクールロイヤー制度の導入（教育総務課）	35
基本的施策8 家庭教育への支援		37
No. 33	子育て支援に関する講座の実施（公民館）	38
No. 34	ブックスタートの実施（図書館）	39
基本的施策9 地域総がかりでの教育の推進		40
No. 35	小平地域教育サポート・ネット事業の推進（地域学習支援課）	41
No. 36	放課後子ども教室の推進（地域学習支援課）	42
基本的施策10 教育環境の整備		43
No. 37	学校大規模改造工事の実施（教育総務課）	44
No. 38	花小金井小増築工事の実施（教育総務課）	45
No. 39	学校体育館冷暖房設備設置工事（教育総務課）	45
No. 40	学校トイレ改修（教育総務課）	46
No. 41	学校施設の更新（教育総務課）	46
No. 42	十一小拡張用地取得（教育総務課）	47

No. 43	G I G Aスクール構想推進のための環境整備（指導課）	47
No. 44	学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援（学務課）	48
基本的施策 11 多様な学びをつなぐ生涯学習の推進		49
No. 45	公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築（公民館）	50
No. 46	公民館事業企画委員会による講座企画（公民館）	51
No. 47	公民館のあり方の検討（公民館）	51
No. 48	特定歴史公文書の収集・整理・保存（図書館）	52
No. 49	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進（市長部局：文化スポーツ課）	53
No. 50	海岸寺山門の修繕（市長部局：文化スポーツ課）	54
基本的施策 12 生涯学習を通じた地域づくりの推進		55
No. 51	地域と連携したジュニア向け講座の実施（公民館）	56
No. 52	地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施（公民館）	57
IV	学識経験者からの意見	58
V	資料編	63
《資料1》	小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針	63
《資料2》	小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施 に関する要綱	64
《資料3》	小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する 有識者設置要綱	65
《資料4》	点検・評価の経過	66

I 点検・評価の概要

1 実施の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）第26条において、教育委員会はその権限に属する事務について毎年自ら点検及び評価を行い、報告書を議会へ提出するとともに公表することが義務づけられています。

小平市教育委員会では、点検・評価を実施するに当たって、その意義を次のように定めました。

- 毎年度、自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを小平市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施の方法

(1) 点検・評価の対象

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき、第二次小平市教育振興基本計画に定める基本的施策の達成のため、毎年度策定する年次計画に掲げた52事業と、その他教育委員会が特に重要と認める1事業を選定し、合わせて53事業を点検・評価の対象としました。

(2) 自己点検・評価

(1)の事業について、教育委員会内の所管課（館）が、所定の様式により、自ら点検・評価を行いました。（Ⅲに掲載）

様式には、事業概要、取組内容、自己評価、今後の方向の項目を設け、事業の目的・対象を端的に記述するとともに、事業の成果と活動内容をできる限り数値で表すことによって、わかりやすい表現に努めました。

なお、平成27年度の組織改正により、スポーツに関すること及び文化に関することを市長部局に移管又は補助執行いたしました。第二次小平市教育振興基本計画の目標の実現に寄与する事業については、引き続き点検・評価の対象とするため、該当する事業については、市長部局の文化スポーツ課が点検・評価を行いました。

(3) 学識経験者の知見の活用

地方教育行政法第26条第2項では、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

教育委員会では、2人の学識経験者に、自己点検・評価の結果等を説明し、質疑応答を重ねたうえで、ご意見・評価をいただきました。（Ⅳに掲載）

II 点検・評価の対象事業

1 「第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業」に定める主要事業

No.	事業名	基本的施策
1	小学校第5学年における移動教室の実施	1 確かな学力の向上
2	学習補助員の配置	
3	デジタル利活用支援員の配置	
4	指導者用デジタル教科書の導入	
5	中学校放課後学習教室の実施	
6	第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施	
7	ティーンズ委員会の開催	
8	学校図書館への支援	
9	「こだいら一斉体カテスト週間」の実施と結果の活用	2 健やかな体の育成
10	「楽しみながら運動プログラム」の実践	
11	オリンピック・パラリンピック教育の推進	
12	小学校給食調理業務委託の実施	
13	食物アレルギー対応力の向上	
14	児童・生徒の生活習慣病予防健診の実施	3 豊かな心の育成
15	いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進	
16	スクールソーシャルワーカー活用事業の実施	
17	人権教育の推進	4 自立心の養成
18	小・中学校におけるキャリア教育の推進	
19	実践的な訓練の実施	
20	小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進	
21	就学支援委員会の開催	5 一人ひとりを大切に 共に学ぶ教育の充実
22	自閉症・情緒障がい特別支援学級開設に向けた準備・検討	
23	服務事故再発防止の取組の実施	6 教員の資質向上
24	体験型地域理解研修の実施	
25	学校における働き方改革	
26	学校における労働安全衛生体制の整備	
27	校務支援システムの機能拡張	
28	コミュニティ・スクールの推進	
29	部活動指導員の配置	7 学校の経営力向上
30	部活動外部指導員の配置	
31	部活動地域移行の検討	
32	スクールロイヤー制度の導入	
33	子育て支援に関する講座の実施	8 家庭教育への支援
34	ブックスタートの実施	

No.	事業名	基本的施策	
35	小平地域教育サポート・ネット事業の推進	9 地域総がかりでの教育の推進	
36	放課後子ども教室の推進		
37	学校大規模改造工事の実施	10 教育環境の整備	
38	花小金井小増築工事の実施		
39	学校体育館冷暖房設備設置工事		
40	学校トイレ改修		
41	学校施設の更新		
42	十一小拡張用地取得		
43	GIGAスクール構想推進のための環境整備		
44	学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援		
45	公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築		11 多様な学びをつなぐ生涯学習の推進
46	公民館事業企画委員会による講座企画		
47	公民館のあり方の検討		
48	特定歴史公文書の収集・整理・保存		
49	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進		
50	海岸寺山門の修繕		
51	地域と連携したジュニア向け講座の実施	12 生涯学習を通じた地域づくりの推進	
52	地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施		

2 教育委員会が特に重要であると認める事業

No.	事業名	基本的施策
53	学校給食費に関する保護者負担の軽減	2 健やかな体の育成

III 点検・評価の結果

基本的施策 1 確かな学力の向上

令和5年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業」より抜粋)

・学習指導要領においては、子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。

小平市では、児童・生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを目指しています。

また、各学校においては、児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントが求められています。

・見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を形成する態度を養うなどの教育的意義がある集団宿泊活動など、高い教育効果が期待される体験活動を充実させることで、自己肯定感の醸成や学びに向かう力を育成することが必要です。

・GIGAスクール構想の実現に向け、児童・生徒1人1台の学習者用端末を積極的に活用した情報教育の推進が求められています。

学習者用端末を用いた教育活動により、主体的・対話的で深い学びの実現、感染症の拡大や災害時における学びの継続等、全ての子どもの学びの保障を行うことが求められています。

・「第4次小平市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館との連携に力を入れていきます。学校図書館のさらなる活性化支援及び調べ学習支援をより充実させるため、図書館の情報拠点としての機能強化が求められています。

・子どもの読書活動を推進するには、より早い時期から読書に親しむ環境を整える必要があります。また、中学生・高校生に対して、読書への関心を高める取組が必要です。

令和5年度の主要事業

- No.1 小学校第5学年における移動教室の実施
- No.2 学習補助員の配置
- No.3 デジタル利活用支援員の配置
- No.4 指導者用デジタル教科書の導入
- No.5 中学校放課後学習教室の実施
- No.6 第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施
- No.7 ティーンズ委員会の開催
- No.8 学校図書館への支援

成果指標

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①	全国学力・学習状況調査(質問紙)「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、肯定的に回答する割合(%)	小学校	82.5	81.6	83.4
		中学校	80.9	79.9	80.3
②	全国学力・学習状況調査平均正答率(小学校・国語)(%)	小平市	67	70	69
		全 国	64.7	65.6	67.2
③	全国学力・学習状況調査平均正答率(小学校・算数)(%)	小平市	74	68	66
		全 国	70.2	63.2	62.5

④	全国学力・学習状況調査平均正答率 (中学校・国語) (%)	小平市	70	72	73
		全 国	64.6	69	69.8
⑤	全国学力・学習状況調査平均正答率 (中学校・数学) (%)	小平市	63	56	56
		全 国	57.2	51.4	51

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.1 小学校第5学年における移動教室の実施（学務課）

事業の内容	【開始年度】 令和5年度	【目的】 小学校第5学年において1泊2日の移動教室を行うことで、小学校段階での自然体験や集団生活の充実を図る。	【対象】 市立小学校第5学年の児童		
	【事業概要】 自然に触れる機会を創出するため、八ヶ岳方面において1泊2日で実施する。第6学年の文化に触れる日光方面の2泊3日の移動教室と合わせ、5日間の集団宿泊活動の日数を確保するとともに、小学校学習指導要領第6章特別活動における遠足・集団宿泊的行事のねらいを達成する。				
	【具体的取組内容】 (1) 実施期間 令和5年5月31日から10月12日まで (2) 宿泊先 帝産ロッヂ（長野県南佐久郡南牧村野辺山） (3) 参加児童数 1,669人（参加教員等数 154人） (4) 主な見学先 滝沢牧場、山梨県立リニア見学センター、山梨県立考古博物館など				
	【活動指標】 ※設定なし	R3年度	R4年度	R5年度	
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・市立学校全校で予定どおり移動教室を実施することができた。 ・集団宿泊活動を通して、思いやりの心や規範意識の醸成に資することができた。 ・小学校段階での自然体験や集団生活を充実させることができた。 ・集団生活のあり方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができた。				
今後の方向	引き続き、小学校第5学年の移動教室を実施する。				

No.2 学習補助員の配置（指導課）

事業の内容	【開始年度】 令和3年度	【目的】 学校ごとのニーズに沿った柔軟で広範な人材の配置を行い、教育活動の充実を図る。	【対象】 市立小・中学校に在籍する児童・生徒		
	【事業概要】 児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等を行う学習補助員を配置する。各学校の教育活動の支援を行うほか、一人一人の特性に応じて学習活動のサポートを行う。				
	【具体的取組内容】 学校管理職の指示を受け、担任の教諭等と連携しながら、学習活動の支援や安全確保の支援を行った。 (1) 配置 市立学校全校の通常の授業時及び宿泊学習等に配置 肢体不自由の児童・生徒へは個別に週5日配置 (2) 研修 学習補助員の資質向上を図った。 開催回数 3回 参加者数 延べ121人（令和4年度：154人）				
	【活動指標】 配置した学習補助員の総勤務時間数（時間）	R3年度 87,633	R4年度 90,387	R5年度 91,401	
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・特別な支援を必要とする児童・生徒へのきめ細かな対応を図ることができた。 ・宿泊学習等における児童・生徒の身辺介助や安全管理体制を整備することで、安全かつ円滑な教育活動を実施できた。				
今後の方向	引き続き学習補助員の配置を行い、各学校の教育活動への支援を行う。				

No. 3 デジタル利活用支援員の配置（指導課）				
事業の内容	【開始年度】 令和5年度	【目的】 G I G Aスクール構想の実現により増大した教員のICTに係る業務負担を軽減し、課題に対応するため、デジタル利活用支援員を配置する。	【対象】 市立学校の教員	
	【事業概要】 各学校現場において、G I G Aスクール構想の実現により新たに発生したICTに係る業務（機器操作の習得や機器の設置準備等）の支援を行う。			
	【具体的取組内容】 (1) 支援方法 教育委員会に配置されたデジタル利活用支援員1名が、各学校を巡回する。 (2) 支援内容 ・学校におけるICT機器を用いた授業の支援・準備・相談 ・学校におけるICT機器の保守・点検・設定・調整業務 ・教員等研修内容作成、資料作成及び研修の実施			
	【活動指標】 デジタル利活用支援員が支援した学校数（校）	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
			27	
事業の価値	【具体的取組内容の自己評価】 従前のICT支援員に代わってデジタル利活用支援員を配置し、教員が個別に抱える課題に対して、必要な時に支援が受けられる体制が構築できた。 学校現場におけるICTに係る業務負担を軽減するとともに、授業等の学習活動において有効に活用される環境を整えることに寄与した。			
今後の方向	授業で使用するデジタルコンテンツの種類が増加に伴い発生する教員の抱える個別の課題について対応できるよう、引き続きデジタル利活用支援員による専門的な支援を行っていく。			
No. 4 指導者用デジタル教科書の導入（指導課）				
事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 指導者用デジタル教科書を活用し、教員の授業準備に費やす時間を軽減しながらも、視覚的で児童・生徒の興味・関心を高める授業づくりを可能とすることにより、確かな学力の向上を図る。	【対象】 市立学校の教員	
	【事業概要】 市立学校に指導者用デジタル教科書を配備し、授業での活用を図る。			
	【具体的取組内容】 指導者用デジタル教科書（国語、算数（数学）及び英語）未配備の学校に対して、指導課より配備を行う。			
	【活動指標】 指導者用デジタル教科書使用校数（校）	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
		27	27	
事業の価値	【具体的取組内容の自己評価】 指導者用デジタル教科書の活用により図表や写真の提示や拡大などが簡便になり、教員の授業準備の効率化につながっている。また、文字だけではイメージを共有しにくいものを、写真や動画等を用いて提示することができ、児童・生徒の興味・関心を高める授業づくりにつながったと捉えている。			
今後の方向	指導者用デジタル教科書を効果的に活用した授業実践の事例を収集し、市立小・中学校に広く展開することで教員の授業力向上を図る。			

No. 5 中学校放課後学習教室の実施（地域学習支援課）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成26年度	学習内容の補充を目的に、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を行う。	市立中学校の生徒	
	【事業概要】 地域と学校の連携・協働による地域学校協働活動の一環として、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を実施する。			
	【具体的取組内容】 地域教育コーディネーターが学校と協議しながら、講師役となる人材の調整を行い、放課後や週末、長期休業期間中に、地域の方や元教員、大学生などを講師役として、教科の補習や定期考査、検定対策などの学習支援を実施した。			
事業の内容	【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度
	実施回数（回）	262	308	281
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・市立中学校全校で実施することができた。 ・多くの生徒への学習支援を実施できた。 実施回数 延べ281回 参加人数 延べ5,181人			
今後の方向	全校で安定的・効果的な取組が実施されるよう、研修会や情報交換等により、実施回数の増加及び取組内容の充実を図る。			
No. 6 第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施（図書館）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	令和2年度	こどもの読書活動を推進する。	こども（0～18歳）	
	【事業概要】 図書館を中心とした、こどもの教育や育成に携わる関係各課が、それぞれの分野でこどもの読書活動の推進のための事業を実施し、読書環境の整備・充実を図る。 図書館においては、幼い時期に読書習慣が身に付くような施策に取り組み、学校図書館との連携・協力体制の充実を図るとともに、小学生・中学生・高校生に対し、図書館を利用し、本に興味・関心を持つよう、読書環境の整備や講座・イベントなどの情報発信に努める。			
	【具体的取組内容】 (1) 未就学児及び就学児への取組 ① 「おはなし会」（全207回）、「絵本のへや」（全94回、乳幼児対象） 実施：全館 ② 読書意欲の向上に向けた取組 実施：全館 春及び秋の子ども読書月間（「読書ノート」配布、展示他）、本のパック貸出※など ※テーマや年齢別に、図書館職員が選んだ育児書や絵本・児童書、わらべうたのリストなどをセットにして貸し出すもの。 ③ イベント、講演会 実施：中央図書館及び地区図書館 「夏休み家族一日図書館員」、「ぬいぐるみのおとまり会」、「冬休みこどもらくご会」など ④ 学校との連携 学級文庫等へ団体貸出、ブックトーク、「夏休みおすすめ本リスト」配布、図書館見学・職業体験受け入れなど (2) 中・高校生への取組 イベント「中・高校生向け図書館ボランティア体験」（参加5人） 実施：中央図書館 (3) 保護者等への啓発 「おとなのためのおはなし会」、「読み聞かせ実践講座」（全2回）など 実施：中央図書館 (4) 関係各課との連携 保育園・幼稚園、公民館、放課後子ども教室などでの読み聞かせ及び読み聞かせ講座等の実施			

	【活動指標】 おはなし会・絵本のへや開催回数（回）	R3年度 44	R4年度 217	R5年度 301
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・行事やイベントの回数は、コロナ禍前の通常の回数に戻して開催した。こどもの成長過程に合った本に触れる機会を増やし、読書に対する興味喚起を図る行事等の実施に努めた。 ・本をパックにして貸し出すことで、どの本を選べばよいか迷う保護者にも気軽に手に取ってもらえ、また普段は読まないジャンルや作家との出会いを提供することができるなど、利用者の読書意欲の向上を図った。			
今後の 方向	・「第4次小平市子ども読書活動推進計画」に基づき、関係各課と連携しながらサービス内容を工夫し、継続的に実施していくことでこどもの読書環境の充実を図る。 ・こどもの読書環境の課題を検討し、令和6年度末までに「第5次小平市子ども読書活動推進計画」を策定する。			
No.7 ティーンズ委員会の開催（図書館）				
事業の 内容	【開始年度】 平成30年度	【目的】 10代の読書活動の推進を図る。	【対象】 市内在住・在学の中学生・高校生	
	【事業概要】 市内在住又は在学の中学生・高校生を対象とし、ティーンズ委員会の活動を通して、読書をするものの意義や楽しさを学び、お互いに本を薦め合うような読書環境の推進を図る。			
	【具体的取組内容】 (1) 会議の開催 会議開催回数4回（6月～12月） (2) ティーンズ委員会大賞の決定 ① 選考経過 第1回委員会 委員によるおすすめ本の意見交換 第2回委員会 大賞候補5作品を決定 第3回・第4回委員会 委員による話し合いで大賞（2作品）を決定 大賞作品 「兄の名は、ジェシカ」 「ぼくが13人の人生を生きるには身体がたりない。」 ② 大賞作品等のPOPを作成し、仲町図書館にて展示 ※令和5年度から、事業名称を「なかまちテラスティーンズ委員会」から変更し、全市的な取組とする検討を行った。			
	【活動指標】 ティーンズ委員会の開催回数（回）	R3年度 6	R4年度 6	R5年度 4
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・中高生の参加に無理のない開催回数（4回）へ変更した。 ・対面での会議により、委員同士の交流の場を提供できた。 ・同じ志を持つ生徒が集まる場を設けることで読書活動の推進に努めた。 ・大賞の選考に向けた意見交換を通じて、委員同士が様々な考えに触れることで、作品へのより深い理解を促すことができた。			
今後の 方向	・ティーンズ委員会の一層の周知を図るとともに、多様な参加者による交流の機会を提供していく。 ・読書に親しみのない中高生も取り込んでいけるような活動を検討し、青少年の読書活動の推進を図る。			

No. 8 学校図書館への支援（図書館）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成18年度	学校図書館の効果的な利用を図る。	学校図書館	
	【事業概要】			
	学校図書館の運営支援及び機能充実のため、学校図書館相談員の巡回及び相談業務、学校司書の市立全小・中学校への配置及び市立小・中学校への調べ学習用図書の貸出を行う。			
	【具体的取組内容】			
<p>(1) 学校図書館相談員の配置 仲町図書館に配置した2人が、市立小・中学校を巡回し、相談業務を行った。 主な相談内容 学校図書館システムの操作、同システムを使用した蔵書点検の支援、購入図書の選書、学校でのブックトーク など</p> <p>(2) 学校司書の配置 各校に1人ずつの学校司書を配置。司書教諭や図書担当教諭の指示のもと、児童・生徒たちの学校図書館の利用支援や整備等を行い、学校図書館を運営した。 ※令和5年度から、「学校図書館協力員」を「学校司書」に名称変更した。</p> <p>(3) 学校司書への研修 授業支援に関する様々な実践方法の習得など、技能向上のため、講義及びワークショップによる研修を実施 内容 図書資料の著作権解説や授業・読書支援について など 開催回数 5回（新人研修1回を含む）</p> <p>(4) 調べ学習用図書の貸出 調べ学習用図書の特別団体貸出を毎週火曜日に実施 配送実績 小学校18校 延べ312回 中学校 3校 延べ 7回 貸出冊数 28,160冊</p>				
【活動指標】		R3年度	R4年度	R5年度
配送便の配送回数（回）		394	343	319
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】			
<ul style="list-style-type: none"> ・学校司書の配置により、各校の学校図書館が整備され、児童・生徒の読書活動が活性化している。 ・調べ学習用図書の貸出が定着してきており、教科学習への支援も進んでいる。 ・研修により、学校司書の技能向上に努めた。 				
今後の 方向	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の運営支援や機能のさらなる充実のため、学校司書と学校図書館相談員、図書館との情報共有に努めるとともに研修の充実を図る。 ・学校図書館におけるアプリの活用など、学習者用端末を活用した学びの支援に向けた研究を行う。 			

基本的施策2 健やかな体の育成

令和5年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業」より抜粋)

・各校で創意工夫のある体力向上に向けての取組や、小・中が連携した体力向上の取組を行っていますが、令和4年度の体力テストの結果から、体力の低下がみられました。

今後は運動意欲の向上と運動の日常化を目指し、楽しみながら体を動かすことを通して、体力を向上させていくことが課題です。

・各学校が展開してきた東京都オリンピック・パラリンピック教育において、5つの資質・能力の育成と関連付けて発展させてきた活動の中から、学校の特色としてこれからも継続させる活動「学校2020レガシー」を設定し、長く続く教育活動として継続させていく必要があります。

・安全・安心で充実した給食の提供とともに、食育の推進、食物アレルギーへの適切な対応、衛生管理の徹底等学校給食をめぐる様々な課題への対応が求められています。

令和5年度の主要事業

No.9 「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用

No.10 「楽しみながら運動プログラム」の実践

No.11 オリンピック・パラリンピック教育の推進

No.12 小学校給食調理業務委託の実施

No.13 食物アレルギー対応力の向上

No.14 児童・生徒の生活習慣病予防健診の実施

成果指標

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度				
①	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点(平均値)(小学校・男)	小平市	52.6	52.9	53.5			
		全国	52.5	52.3	52.6			
②	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点(平均値)(小学校・女)	小平市	55.2	53.6	54.2			
		全国	54.6	54.3	54.2			
③	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点(平均値)(中学校・男)	小平市	39.9	39.3	40.9			
		全国	41.2	41	41.1			
④	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点(平均値)(中学校・女)	小平市	48.3	46.1	46.9			
		全国	48.6	47.4	47			
⑤	全国学力・学習状況調査(質問紙)「毎朝朝食を食べている」に対して、否定的に回答する割合(%)	小学校	2.5	3.4	3.3			
		中学校	8	6.4	7.4			
⑥	全国体力・運動能力、運動習慣等調査(質問紙)「進学後、授業以外でも運動したい」に対して、否定的に回答する割合	小学校	男	11.6	男	10.1	男	10
			女	15	女	12.4	女	11.8
		中学校	男	15.7	男	15.7	男	16.6
			女	18.7	女	20.1	女	23.7

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 9 「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用（指導課）

事業の内容	【開始年度】 平成25年度	【目的】 市立学校全校において体力向上への意識を高めるとともに、各学校の体力テストの結果に基づき、体力向上に向けた取組を実施する。	【対象】 市立学校		
	【事業概要】 東京都教育委員会が『アクティブプラン to 2020』－総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）－に基づき、都内公立学校の全児童・生徒を対象として「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」を実施している。 これを受け、小平市では、6月の第1週に「こだいら一斉体力テスト週間」を実施し、各学校において、実施結果を基に、児童・生徒自らが課題を見つけ、体力向上への意識を高めるとともに、結果に基づいた一校一取組や小・中学校9年間を通した指導方法の改善を図る。				
	【具体的取組内容】 (1) 「こだいら一斉体力テスト週間」の設定 5月29日（月）から6月2日（金）までの5日間 (2) 「児童・生徒体力テスト記録個票」の活用 小・中連携教育の取組の一つである「体力アップチャレンジ」プログラムの一環として、児童・生徒が個人データを市独自の「児童・生徒体力テスト記録個票」に継続的に記録し、自らの記録内容を確認しながら、体力向上を図ろうとする意欲を高めるとともに、個に応じた体力向上への指導を行い、家庭への健康の増進に関する啓発を行った。				
	【活動指標】 一斉体力テスト週間実施校（校）	R3年度 27	R4年度 27	R5年度 27	

事業の価値	【具体的取組内容の自己評価】 市立学校全校で体力テストの結果をふまえた独自の取組を実施しており、始業前の時間や休み時間等を活用し、教育活動全体を通して体力向上の日常化を図っている。一方で児童・生徒自らが自身の課題を認識し、体力向上への意識を高めるまでには至っておらず、家庭と連携した活動等を展開する必要がある。
-------	--

今後の方向	市立学校全校において、令和5年度の国、東京都、市及び自校の体力テスト結果の比較を基に、次年度に向けた取組目標、数値目標を定め、家庭と連携しながら日常的な活動等を展開する。
-------	---

No. 10 「楽しみながら運動プログラム」の実践（指導課）

事業の内容	【開始年度】 平成25年度	【目的】 児童・生徒の運動習慣の定着と意欲の向上を図る。	【対象】 市立学校		
	【事業概要】 地域の協力を得て開発した「楽しみながら運動プログラム」※を各校で実践する。 ※「楽しみながら運動プログラム」…昔遊び、体づくり運動、集団でのボール運動等、学校での教育活動及び朝の時間、休み時間、放課後・家庭において、児童・生徒が進んで体を動かそうと興味・関心を持って取り組むことができる運動プログラム				
	【具体的取組内容】 「楽しみながら運動プログラム」のリーフレットを基に、各校が実情に応じた取組を展開し、体力向上や運動習慣の定着に向けて取り組んだ。				
	【活動指標】 一校一取組実施校（校）	R3年度 27	R4年度 27	R5年度 27	

事業の価値	【具体的取組内容の自己評価】 取組内容を集約し、学校に情報提供することにより、取組のより一層の充実を促すことができた。
-------	--

今後の 方 向	継続的に特色ある取組を学校に情報提供することで、児童・生徒の実態に応じた多様なプログラムの実施を促し、本プログラムの質を向上させるとともに、児童・生徒の運動習慣の定着を図る。			
No. 11	オリンピック・パラリンピック教育の推進（指導課）			
事業の 内 容	【開始年度】 平成26年度	【目的】 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を重要な機会と捉え、児童・生徒の心身の成長につながる取組を推進する。	【対象】 市立学校	
	【事業概要】 学習指導要領の目標達成を目指し、各教科等の学習内容・活動とオリンピックやパラリンピックを関連付け、「4つのテーマ（オリパラ精神、スポーツ、文化、環境）」と「4つのアクション（学ぶ、観る、する、支える）」から取組を展開し、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」及び「豊かな国際感覚」の重点的に育成すべき5つの資質を育成する。			
	【具体的取組内容】 育成すべき資質ごとの各校の取組 ・スポーツ志向の普及・拡大 オリンピックやパラリンピアンによる実演及び講演、ボッチャ競技体験、ダンス教室 ・障害者理解 車椅子バスケットボール体験、ガイドヘルプ体験、盲導犬体験 ・日本人としての自覚と誇り 折り紙体験、落語教室、狂言教室、よさこい演舞 ・ボランティアマインドの醸成 校内及び地域の清掃活動、美化活動 ・豊かな国際感覚 異文化理解、民族楽器、馬頭琴の演奏会			
	【活動指標】 オリンピック・パラリンピック教育推進実施校数 (校)	R3年度 27	R4年度 27	R5年度 27
事業の 評 価	【具体的取組内容の自己評価】 ・市立学校全校で児童・生徒の実態をふまえた体験的な学習活動を実施した。 ・専門家やアスリートの姿から、努力することやあきらめないことの大切さを学び自身の生活に生かそうとする意欲を育てることにつながった。 ・日常的に触れる機会の少ない「パラスポーツ」の体験を実施した学校では、障害理解や共生社会の在り方などに児童・生徒が考えを深めることができた。			
今後の 方 向	教科横断的な視点でオリンピック・パラリンピック教育を教育課程に位置付け、体験的な学習を他教科と関連付けながら効果的に展開できるようにする。			

No. 12 小学校給食調理業務委託の実施（学務課）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成24年度	給食調理業務の民間委託を進めることで、給食の質を維持し、安全・安心で安定した給食を提供する。	市立小学校	
	【事業概要】 平成23年8月に策定した「小平市立小学校給食の基本方針」に基づき、自校方式による小学校給食の調理業務を段階的に委託化する。			
	【具体的取組内容】 (1) 令和5年4月に2校の業務委託を開始 小平第三小学校、小平第七小学校 (2) 受託事業者選定 給食業務の課題等について提案させ、給食の質を確保するために、価格と品質を総合的に評価するプロポーザル方式により選定。 なお、小平第二小学校・小平第十四小学校について、契約方法を見直し、各校ごとの契約から複数校一括契約とした。 (3) 小平第八小学校の業務委託 令和3年12月に公表した「令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について」では、令和4年度から令和8年度までの小学校給食調理業務委託について定めているが、給食調理員の退職状況及び児童数の推移を鑑み、令和7年4月から小平第八小学校の調理業務を委託することとした。			
事業の価	【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度
	累計委託校（校）	12	12	14
今後の向	【具体的取組内容の自己評価】 ・複数校一括契約への契約方法の見直しにより、学校間の人事交流、欠員対応など、安定的な給食提供が期待できる。 ・委託校では、給食運営委員会（保護者、学校、委託事業者、教育委員会により構成）を定期的に開催し、保護者や児童の声を給食に反映させ、よりよい給食運営となるよう取り組んでいる。 ・委託実施校における日常の給食運営状況や、給食運営委員会での意見などから、これまでの委託事業の実施状況が良好であったと判断し、引き続き調理業務委託を進めていく。 ・令和7年度に、小平第八小学校の調理業務を委託する。 ・令和8年度以降については、給食調理員の退職状況、児童数の推移を見ながら検討することとする。			
No. 13 食物アレルギー対応力の向上（学務課）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成26年度	市立小・中学校における食物アレルギーについての知識の向上と対応の徹底を図る。	市立学校の教職員	
	【事業概要】 「小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針（平成26年3月作成）」（以下、対応方針）、「小平市立小学校における食物アレルギー対応マニュアル（令和3年4月作成）」（以下、小学校対応マニュアル）等に基づき、統一的な食物アレルギー対応を行う。 また、学校関係者のアレルギーに関するさらなる知識の向上と共通認識を図るため食物アレルギー研修を実施する。			
	【具体的取組内容】 (1) アレルギー疾患対応研修会（東京都主催）への参加 養護教諭及びアドレナリン自己注射薬を携行する児童・生徒の学級担任教諭等が研修を受講した。 受講者数 40人 (2) 食物アレルギーに関する校内研修の実施 (3) 令和6年度からの学校給食センターにおけるアレルギー対応食提供に向け、新たに「小平市立中学校における食物アレルギー対応マニュアル」（以下、中学校対応マニュアル）を作成するとともに、中学校対応マニュアル及び対応食についての説明用動画を作成し、各中学校に周知した。 (4) 対応方針及び小学校対応マニュアルに基づく給食のアレルギー対応			

	【活動指標】 東京都主催研修会等参加者数（人）	R3年度 56	R4年度 65	R5年度 40
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・学校における食物アレルギー対応について、研修受講者の理解を深めることができた。 ・小学校においては、対応方針及び小学校対応マニュアルに沿った運用を行うことで、より一層児童の安全確保ができるようになった。 ・中学校対応マニュアルや説明用動画を作成し、周知することで、令和6年4月から安全に対応食を提供する体制を構築することができた。			
今後の 方向	・東京都もアレルギー疾患対応研修に力を入れており、アレルギー疾患を持つ児童・生徒の学級担任教員等に受講を促していく。 ・食物アレルギー対応は児童・生徒の命に関わるため、今後も教職員への研修実施を継続していく。 ・各小・中学校において安全にアレルギー対応食を提供する体制を維持していく。			
No. 14 児童・生徒の生活習慣病予防健診の実施（学務課）				
事業の 内容	【開始年度】 昭和60年度	【目的】 児童・生徒の生活習慣を改善し、生活習慣病を予防する。	【対象】 市立小学校第1学年・第4学年及び中学校第2学年の肥満度30パーセント以上の児童・生徒	
	【事業概要】 市内指定の医療機関で生活習慣病予防健診を実施するとともに、学校において生活習慣見直しのためのフォローアップを行う。			
	【具体的取組内容】 (1) 健診の実施 対象学年である小学校第1学年、第4学年及び中学校第2学年に加え、他学年の肥満度が高い児童・生徒についても受診対象者とし、個別方式での健診を実施した。 (2) フォローアップの実施 健診実施後、健診結果に基づき学校で養護教諭及び栄養士によるフォローアップを実施した。			
	【活動指標】 生活習慣病予防健診受診率（%）	R3年度 44.5	R4年度 32.6	R5年度 29.4
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・対象学年の児童・生徒への受診案内のほか、対象学年に受診意向の確認を事前に行い、対象学年の受診見込数を確認することで、他学年の肥満度が高い児童・生徒に対して幅広く受診の機会を与えることができた。 ・受診結果をもとに必要な指導につなげることができ、学齢期からの生活習慣病予防を促進することができた。			
今後の 方向	引き続き健診及びフォローアップを実施し、児童・生徒の生活習慣病の予防と生活習慣の改善に努める。			
No. 53 学校給食費に関する保護者負担の軽減（学務課）				
事業の 内容	【開始年度】 令和5年度	【目的】 教育費に係る保護者の経済的負担の軽減を図る。	【対象】 義務教育期間（小・中学校）に属する子が3人以上いる家庭で、市立小・中学校に通う3人目以降の児童・生徒の保護者	
	【事業概要】 義務教育期間（小・中学校）に属する子が3人以上いる家庭で、市立小・中学校に通う3人目以降の児童・生徒の学校給食費を無償化する。			

	【具体的取組内容】			
	(1) 実施期間 令和6年1月から3月まで			
	(2) 人数 350人			
	(3) 無償化額 4,068,260円			
	【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度
	※設定なし			
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる家庭において、教育費に係る保護者の経済的負担を軽減することができた。 			
今後の 方向	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費の改定に伴い、当面の保護者負担を抑制する激変緩和措置を時限的に講じる。 ・第3子以降の学校給食費の無償化を、年間を通して実施する。 ・国や東京都の動向を注視し、今後の保護者負担の軽減について検討する。 			

基本的施策3 豊かな心の育成

令和5年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業」より抜粋)

・いじめや不登校、暴力行為等、児童・生徒の問題行動は、以前より、学校・家庭・地域が連携して取り組んできた重要な課題です。さらに、近年は、ネットいじめや引きこもり等、その内容も変化し、原因となるものや対応が多様化、複雑化しています。

小平市では、平成26年度に小平市いじめ防止基本方針を策定し、小・中学校においても、いじめ防止基本方針を策定しました。その後、平成30年度及び令和4年度に改定し、より具体的な取組について明記するとともに、組織的、計画的にいじめ防止の取組を一層推進することとしました。今後も、基本方針に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関との連絡・連携をより密にし、様々な問題行動への対応の徹底を図っていく必要があります。

令和5年度の主要事業

No.15 いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進

No.16 スクールソーシャルワーカー活用事業の実施

No.17 人権教育の推進

成果指標

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①	全国学力・学習状況調査(質問紙)「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」に対して、肯定的に回答する割合(%)	小学校	97.3	97.4	96.6
		中学校	95	95.8	94.9
②	全国学力・学習状況調査(質問紙)「自分と違う意見について考えるのは楽しい」に対して、肯定的に回答する割合(%)	小学校	74.8	72.6	76.6
		中学校	73.6	76	76.1
③	不登校の発生率	小学校	1.6	1.9	2.1
		中学校	5.9	6.3	7.4

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 15 いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進（指導課）

事業の内容	<p>【開始年度】 平成25年度</p>	<p>【目的】 小平市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針を策定し、具体的ないじめ防止の取組を行うことにより、学校における組織的ないじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげる。</p>	<p>【対象】 市立学校</p>		
	<p>【事業概要】 令和4年度に改定した「小平市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止の取組を行う。また、市立学校全校で年3回以上のいじめ防止授業に取り組み、より実効的ないじめ防止対策を推進するための具体的な取組を進める。</p>				
	<p>【具体的取組内容】</p> <p>(1) 「小平市いじめ防止基本方針」の改定に向けた検討 いじめ重大事態の発生やより実効的ないじめ対策を推進するため、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の審議内容を踏まえ、「小平市いじめ防止基本方針」の改定に向けた検討を行った。 また、各校に「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行うこと、及び学校ホームページや保護者会を通じた保護者への周知を図るよう指示した。</p> <p>(2) 各校の取組 学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策委員会を核として、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の取組などを推進した。</p> <p>(3) 小平市いじめ問題対策連絡協議会の開催 会議開催回数 2回</p> <p>(4) 小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の開催 中立、公平な第三者機関として、いじめ問題の対策、推進について協議するほか、発生したいじめ重大事態について調査を行うとともに、審議を行った。 会議開催回数 6回</p> <p>(5) いじめ重大事態の発生報告 2件</p> <p>(6) 調査報告書の作成 2件</p> <p>(7) 調査報告書を受けた取組 調査報告書の「再発防止に向けた提言」を受け、事業化のための検討を行った。</p>				
<p>【活動指標】 年3回以上のいじめ防止授業を実施した学校（校）</p>		<p>R3年度 27</p>	<p>R4年度 27</p>	<p>R5年度 27</p>	
事業の価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小平市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、各校における、いじめ問題に対する年間を通じた計画的・組織的な取組を推進した。 市立学校全校が学校いじめ防止基本方針に基づいた対応の徹底や、いじめ防止授業、児童・生徒、保護者、地域にいじめ防止の取組について発信しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組むことができた。 小平市いじめ問題対策連絡協議会において、市のにじめ問題に関する状況等について協議し、学校と関係機関、地域社会との連携を強化することの必要性を共有することができた。 小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の審議内容を踏まえ、小平市いじめ防止基本方針の改定作業を進めた。 小平市教育委員会いじめ問題対策委員会がまとめたいじめ重大事態の調査報告書に示された「再発防止に向けた提言」の内容を踏まえた取組を市立学校全校で実施し、互いを思いやり生命や人権を大切にす態度の育成に取り組んだ。 異学年交流や体験活動の充実を図り、児童・生徒が相互理解を深め、よりよい人間関係を構築できるようにした。 				

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の向 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の運用状況を確認し、学校評価において「いじめ防止」を評価項目に位置付けるなどして、改善に向けた取組を推進する。 ・市立学校全校で「こだいら特別活動の日」に取り組み、児童・生徒一人ひとりがよりよい学校づくりについて主体的に考え、自分も人も大切にできる実践的な意欲、態度を育成する。 ・児童・生徒による主体的ないじめ防止の活動や、いじめを訴えやすくするためのアンケートの工夫、学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な認知と組織的な対応の徹底など、学校での早期対応を推進する。 ・小平市いじめ問題対策連絡協議会を年2回開催し、家庭、地域及び関係機関との連携を一層強化するとともに、効果的ないじめ防止の取組を推進する。 ・小平市教育委員会いじめ問題対策委員会において、いじめ重大事態の調査や学校はいじめ問題への対応について審議し、いじめ問題の早期解決に向けた効果的な取組について検討する。 ・いじめ重大事態調査報告書の「再発防止に向けた提言」を実行し、同種の事案の再発防止に努める。 			
<p>No. 16 スクールソーシャルワーカー活用事業の実施（指導課）</p>				
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の 内容</p>	<p>【開始年度】 平成20年度</p>	<p>【目的】 スクールソーシャルワーカーによる相談・支援を通して、福祉的な観点から関係機関との連携を構築し、課題の解決を図る。</p>	<p>【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒</p>	
	<p>【事業概要】 児童・生徒の不登校や虐待等に対して、福祉的な視点から、環境に働きかけ、現状把握及び原因分析、教職員へのコンサルテーション等を行い、課題を解決するスクールソーシャルワーカーを各中学校に100日配置する。</p>			
	<p>【具体的取組内容】 各中学校に概ね100日配置し、児童・生徒及び保護者の支援を行った。</p>			
	<p>【活動指標】 スクールソーシャルワーカーの活動日数（日）</p>	<p>R3年度 794</p>	<p>R4年度 778</p>	<p>R5年度 775</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の 評価</p>	<p>【具体的取組内容の自己評価】 スクールソーシャルワーカーが家庭訪問等による児童・生徒及び保護者への相談等の支援を行い、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、教育相談室や教育支援室「あゆみ教室」、庁内の福祉関係各課等の社会資源と日常の児童・生徒の情報共有に加え、小平市要保護児童対策地域協議会等を通して連携し、児童・生徒の不登校解消を含めた、家庭環境の改善を支援した。</p>			
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の 方向</p>	<p>小・中連携の視点を含めた年間配置日数等について、適正な配置を研究し、より丁寧な支援につなげる。</p>			

No. 17 人権教育の推進（指導課）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成28年度	「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権尊重の理念に基づき、健全な心を育む基盤となる人権感覚と意識を育む。	市立学校	
	【事業概要】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した教職員の研修及び授業を行う。 ・人権教育推進委員会を年3回実施する。 ・東京都から人権尊重教育推進校の指定を受けた学校において、人権教育の研究及び実践を行う。 			
	【具体的取組内容】			
<p>(1) 教職員の研修実施 市立学校全校で、教職員の人権感覚を高める研修会を系統的、計画的に実施した。 また、いじめ防止授業をはじめとした、児童・生徒の正しい人権意識の育成をねらいとした授業に係る指導法の工夫について研修を行った。</p> <p>(2) 人権教育推進委員会の開催 第1回 「人権教育プログラム（学校教育編）」の理解と活用について 第2回 東京都人権プラザを活用したフィールドワーク 第3回 人権尊重教育推進校の研究発表会への参加</p> <p>(3) 東京都人権尊重教育推進校における研究成果の共有 小平第九小学校の研究成果を市立学校全校で共有・展開し、市立学校における人権教育の質の向上を図る。 推進校 小平第九小学校（令和4年度から令和5年度まで）</p>				
【活動指標】		R3年度	R4年度	R5年度
人権教育推進委員会の開催回数（回）		3	3	3
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進委員会を年3回開催し、教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進することの重要性や様々な人権課題についての理解と認識を深められるようにした。 ・市立学校全校で「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した教員研修を実施し、教員に求められる人権感覚について理解促進を図った。 			
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育プログラム（学校教育編）」を学習活動に効果的に活用できるようモデルとなる授業実践事例を収集する。 ・社会状況や市の状況を踏まえて重点とする人権課題を見直し、人権教育推進委員会で扱うテーマを精査する。 ・令和6年度は人権教育推進委員会において国立ハンセン病資料館でのフィールドワークを実施し、体験的な研修を実施する。 ・先行的な取組や成果のあった活動を各校に展開するために、学習者用端末を用いるなどして情報共有を図る。 ・他地区で実施する令和6年度の人権教育推進校研究発表会における研究成果を共有し、自校の人権教育の推進を図る。 			

基本的施策4 自立心の養成

令和5年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業」より抜粋)

・児童・生徒が、情報化やグローバル化等、急速かつ激しく変化する時代を生き抜いていくには、学校生活や家庭、地域生活の中で発達段階に応じた社会性や人間性を育むことが求められています。また、社会や生活環境の変化の中で、児童・生徒が自ら判断し、行動できる力を身に付けさせる必要があります。

東京都教育委員会が策定した「教育施策大綱」(令和3年3月)では、「自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる」「他者への共感や思いやりを持つとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現に寄与する」姿が未来の東京に生きる子どもであると示されています。

・誰もが情報の受け手だけでなく送り手にもなり得る情報社会において、情報モラルやセキュリティ等、情報手段を正しく有効に活用するための知識、判断力、心構えを身に付けさせる取組や教育活動が求められています。

令和5年度の主要事業

No.18 小・中学校におけるキャリア教育の推進

No.19 実践的な訓練の実施

No.20 小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進

成果指標

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①	全国学力・学習状況調査(質問紙)「人の役に立つ人間になりたいと思う」に対して、肯定的に回答する割合(%)	小学校	96.4	96.4	95.5
		中学校	93.9	93.3	92.1
②	全国学力・学習状況調査(質問紙)「将来の夢や目標を持っている」に対して、肯定的に回答する割合(%)	小学校	81	82.1	81.3
		中学校	66	64.1	59.1

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 18 小・中学校におけるキャリア教育の推進（指導課）

事業の内容	【開始年度】 平成14年度	【目的】 児童・生徒が自己理解を深めながら主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、望ましい勤労観・職業観や自尊感情等を育む。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒		
	【事業概要】 各教科・領域等の学習や体験活動を通して、社会生活にはいろいろな役割があることやその大切さを知ること、夢や目標に向かってあきらめずに努力することの大切さなどを学ぶなど、意図的・計画的にキャリア発達を促す取組を実施する。				
	【具体的取組内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた職場体験を再開した。 ・234事業者の協力により、市立中学校第2学年を対象に3日程度の職場体験を実施した。 ・職場体験が円滑に進むよう、関係市内事業所との連絡調整の場として、小平市中学生職場体験推進連絡会議を開催した。 ・発達段階に応じてキャリア・パスポートを活用し、キャリア教育を系統的、計画的に実施し、取組の充実を図った。 				
	【活動指標】 職場体験受入事業所数（事業所）	R3年度 中止	R4年度 中止	R5年度 234	
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 <ul style="list-style-type: none"> ・各校において「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」の育成に取り組み、児童・生徒が、夢や希望を持って将来の生き方や生活について前向きに考え、様々な人々とコミュニケーションを図り、協力・共同して取り組むことの良さを感じることができた。 ・中学校進路指導主任会と指導課が連携して作成した教材（こだいら職場体験わくわくワークシート）を用いて計画的に職場体験を実施することができた。 ・職場体験を通して、勤労観・職業観の育成を図ることができた。 				
	今後の方向	各校において、キャリア教育の目標の達成を目指した指導計画が効果的に機能しているかを、適切に評価していく仕組みを構築する。			

No. 19 実践的な訓練の実施（指導課）

事業の内容	【開始年度】 平成26年度	【目的】 児童・生徒自身の危険回避能力を高めるため、「自分のことは自分で守る」意識と実践力を身に付けさせる。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒		
	【事業概要】 児童・生徒の防災・減災意識や危険回避能力の向上を図るため、具体的な災害発生時の状況に即した実践的な避難訓練などの計画を立て、実施する。				
	【具体的取組内容】 緊急地震速報受信機の警報音を使った避難訓練や、市立学校全校が4月26日に一斉に実施する引き渡し訓練、保護者や地域の方を交えた避難訓練など、実践的な体験型の防災、防犯、交通安全に関する取組を、小平警察署、小平消防署などの関係機関と連携しながら実施した。				
	【活動指標】 緊急地震速報訓練を実施した学校数（校）	R3年度 27	R4年度 27	R5年度 27	

事業の 評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した体験的かつ実践的な訓練の実施を通して、児童・生徒自身に非常時の行動について考えさせることができた。 ・自分の身は自分で守るという自助の意識の向上及び共助・公助の大切さについて発達段階に応じて考えさせることができた。 ・年度初めの時期に市立学校全校で引き渡し訓練を実施したことは、家庭や地域に向けた非常時の動きについての啓発となり有意義であった。一方で、年度初めは小学校第1年学年の児童が学習者用端末の活用が困難であることから、学習者用端末を訓練で活用するための支援について検討する必要がある。 			
今後の 方向	<ul style="list-style-type: none"> ・社会や生活環境の変化の中で、児童・生徒が自ら判断し、行動する力を身に付けるために、「安全教育プログラム」、「防災ノート」等の資料を活用しながら、より効果的な取組を推進していく。 ・学習者用端末を実践的な訓練に効果的に活用する方法を検討していく。 			
No. 20 小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進（指導課）				
事業の 内容	<p>【開始年度】 平成27年度</p>	<p>【目的】 急速に進む情報社会における情報モラルやセキュリティに関する知識を高め、適切な情報活用能力を養う。</p>	<p>【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒</p>	
	<p>【事業概要】</p> <p>児童・生徒がインターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付けるために、外部人材を活用しながら教科等及びセーフティ教室などで、情報モラル教育の充実を図る。</p> <p>また、全市立小学校で学習者用端末を活用した授業やプログラミング教育の充実を図る。</p>			
	<p>【具体的取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小平市立学校における情報活用能力の育成指針」を改訂し、発達の段階に応じて身に付ける資質・能力を明確にした。 ・児童・生徒の実態や指導の内容によって、学習者用端末を効果的に活用した「オンライン授業」を実施した。 ・情報教育推進委員会において、プログラミング教育の実践事例の共有を図るとともに、GIGAスクール構想に基づくICTの活用や生成AIについての研修を行った。 			
	<p>【活動指標】 情報モラル教育を実施した学校数（校）</p>	R3年度 27	R4年度 27	R5年度 27
事業の 評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部人材を活用した授業等により、児童・生徒、保護者及び教員の情報モラル意識の向上に向けた取組の充実を図った。 ・情報教育推進委員会及びプログラム教育研修会で、小学校・中学校におけるプログラミング教育の実践事例を共有したり実際に教材にふれながら体験したりすることで、各学校のプログラミング教育の充実を図った。 ・研究推進校の実践を市立学校全校で共有することができ、端末の活用と情報モラル教育を一体的にとらえた取組を展開する学校が増加した。 			
今後の 方向	<ul style="list-style-type: none"> ・情報教育推進委員会において、学習者用端末の日常的な活用に向け、先進的なICT活用事例の共有を図るとともに、生成AIについても理解を深めていくことができるようにする。 ・改訂後の「情報活用能力の育成指針」に基づき、各校の実状に応じた情報モラル、情報リテラシーの教育を充実させる。 			

基本的施策5 一人ひとりを大切にし共に学ぶ教育の充実

令和5年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業」より抜粋)

・特別な支援を必要とする児童・生徒の生きる力を高め、生活や学習上の困難を改善するためには、地域で育み、支える関係づくりや、一人ひとりの特性に応じたつながりのある指導・支援、豊かな学びを実現する環境整備を行う必要があります。

小平市では、令和3年3月策定の「小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画」に基づき、「ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備」、「関係機関の連携によるネットワークの構築」、「理解・啓発、相談体制の充実」の3つの基本指針に沿って、5年間の計画において特別支援教育を総合的に推進します。

当該計画に基づき、各事業内容と支援体制を充実させ、誰もが生き生きと過ごせる共生の地域づくりに向けた特別支援教育の充実が求められています。

令和5年度の主要事業

No.21 就学支援委員会の開催

No.22 自閉症・情緒障がい特別支援学級開設に向けた準備・検討

成果指標

	成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①	通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、学校生活支援シート、個別指導計画を作成している割合(%)	小学校	90.5	100	100
		中学校	100	100	100

主要事業の内容・実績・今後の方向				
No. 21 就学支援委員会の開催（指導課）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成29年度	児童・生徒の状態や教育的ニーズ、学校の状況等を踏まえ、より総合的な観点から就学先の判断を行う。	市立学校への就学予定者及び市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 特別な支援に対する児童・生徒や保護者のニーズが多様化している中で、就学支援委員会の構成員に臨床心理士等心理学の専門家を加え、より総合的な観点から就学先の判断を行う。			
	【具体的取組内容】 就学支援委員会及び情緒小委員会に毎回1人の心理学の専門家を出席させ、当該委員の専門的知見に基づく意見・助言と教育学、医学などを合わせた総合的な観点での就学先の判断を行った。			
	【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度
	臨床心理士等心理学の専門家の配置人数（人）	3	3	3
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・臨床心理士の参加により、対象児童・生徒に対する特別支援教育の利用の有無（入級・入室の可否等）や支援方法、関係機関との連携などの助言を得ることで、一人ひとりの特性を踏まえた審議を行うことができた。 ・臨床心理士の意見を踏まえて申込書類の質問項目の見直しを行い、児童・生徒の実態をより詳細に把握できるようになった。			
今後の方向	就学支援委員会及び情緒小委員会における専門家の意見等は、総合的な判断により適切かつ効果的な支援につなげるために必要であり、今後も臨床心理士等の心理学の専門家の活用を継続する。			
No. 22 自閉症・情緒障がい特別支援学級開設に向けた準備・検討（指導課）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	令和4年度	児童・生徒が抱える生活や学習上の困難さを踏まえ、一人ひとりの特性に応じた学びの場を提供する。	市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 市立学校への自閉症・情緒障がい特別支援学級開設準備を進める。			
	【具体的取組内容】 (1) 小平第四小学校（令和6年開設） ① 令和4年度に実施した実施設計に基づき、教室改修工事を行った。 ② 開設に向けて、教育課程等について検討、入級相談を行った。 ③ 開設準備委員会を3回開催し、教育課程部会を3回実施した。 (2) 小平第二中学校（令和7年開設） ① 令和6年度の改修工事に向けて実施設計を行った。 ② 令和6年度の入級相談に対応するため、入級の対象とする生徒、入級手続き等について検討、決定するなど、準備を進めた。 ③ 開設準備委員会を設置し、6回開催し、うち2回は先進市等への視察を実施した。			
	【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度
	開設準備委員会開催（回）		5	9

事業の 評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小平第四小学校については、ソフト・ハード両面での開設準備を着実に進め、12人の児童の入級が決まった。 ・小平第二中学校については、ソフト・ハード両面での具体的な準備を実施することができた。
今後の 方向	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校については、学級の安定した運営について、学校と協力して取り組む。 ・中学校については、令和7年4月の開設に向けて、教育課程の検討や入級相談の実施、教室改修工事など、必要な準備を行う。

基本的施策6 教員の資質向上

令和5年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業」より抜粋)

・教員は、公私を問わず、自らを律し、児童・生徒、保護者、市民に対して、小平の教育全体の信頼を確保していく必要があります。

小平市立学校の教員は、サービス事故を決して起こさないという高い倫理観を持って教育活動に臨むことが求められています。そのためには、一人ひとりの教員の状況に基づいた指導が求められています。

また、全ての小・中学校に経験の浅い教員が在籍しています。授業力の向上や円滑な学級経営等、学校の組織力を高め、教員が互いに声を掛け合いながら、一人ひとりの教員の力量を高める必要があります。

・学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、教育活動の更なる充実が求められています。

こうした状況の中で、全国的に教員の長時間労働が大きな問題となっています。小平市は、令和元年12月より出退勤システムを導入し、教員の労働時間を把握しています。教員一人ひとりの心身の健康保持は、日々の教育活動の質にもかかわる重大な問題です。教員の長時間労働の改善を図り、学校教育の質の維持向上に取り組むことが必要です。

・教員が教育活動に専念できるよう、心身共に安全、健康で、快適に働くことができる環境の整備が必要です。

令和5年度の主要事業

No.23 サービス事故再発防止の取組の実施

No.24 体験型地域理解研修の実施

No.25 学校における働き方改革

No.26 学校における労働安全衛生体制の整備

No.27 校務支援システムの機能拡張

成果指標

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	全国学力・学習状況調査(質問紙)「国語・算数(数学)の授業の内容はよくわかる」に対して、肯定的に回答する割合(%)	小学校 国語 84.1 算数 88	国語 85.6 算数 85.1	国語 87.3 算数 85.1
		中学校 国語 78.4 数学 74.3	国語 82.1 数学 81.9	国語 77.8 数学 76.8
②	全国学力・学習状況調査(学校質問紙)「個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加している」に対する肯定的な回答の割合(%)	小学校 94.8	78.9	94.8
		中学校 75	62.5	75
③	1年間の在校時間について、超過勤務360時間を超える教員の割合	小学校 59.9	27.3	47.4
		中学校 65.2	41.0	63.2

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 23 服務事故再発防止の取組の実施（指導課）				
事業 の 容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成26年度	服務事故防止研修を通して、教員の服務事故の再発を防止し、学校の信頼回復を図る。	市立学校の教員	
	【事業概要】			
	例年4月に実施している「小平市立学校合同研修会」において、服務事故の根絶について取り扱い、教員一人ひとりの意識向上を図る。また、職層別研修、指導課定期訪問等の機会をとらえ、服務事故防止に向けた実効性の向上を図る。			
	【具体的取組内容】			
(1) 服務事故防止研修 主な服務事故の防止を目的とした研修を実施した。 ・小平市立学校合同研修会 ・職層研修アンガーマネジメント研修 「『怒り』をコントロールするためのアンガーマネジメント」 ・情報モラル研修 「教員に求められる情報モラル」 ・メンタルヘルス研修 「教員のメンタルヘルスについて」 (2) 教育施策推進担当課長及び教職員担当係長による巡回指導訪問（指導課定期訪問） (3) 指導課学校訪問時の指導課長等による講話 (4) 校内研修の実施 東京都の服務事故防止月間7月、12月に加え、4月を小平市独自の服務事故防止月間とし、服務事故を扱った校内研修を市立学校全校において実施した。 (5) 「小平市立学校服務に関わるチェックシート」の活用 機を捉えた実効的な取組となるようコンプライアンスリーダーが中心となり全教員でチェックシートに取り組み、服務事故防止の意識向上を図った。 (6) 職層研修、教員研修会における指導主事による服務事故防止に関する講話				
【活動指標】		R3年度	R4年度	R5年度
研修会実施校（校）		27	27	27
事業 の 価	【具体的取組内容の自己評価】			
・職層に応じた研修会において、職務上及び身分上守るべき服務について再確認させた。 ・年3回の服務事故防止月間に合わせて校内研修を、教員一人ひとりが自分事としてとらえることができる実践的な取組にするよう指導し、市立学校全校で取り組んだ。 ・「小平市立学校服務に関わるチェックシート」の活用により、時期に応じた特徴的な事故があることについて考えさせ、防止に向けた意識向上を図った。				
今後 の 方	・全教員が集まる研修会以外の場も活用し、服務事故の防止に向けた講話を行う。 ・職層に応じた研修として、東京都の服務事故の現状に基づく具体的な研修を継続するとともに、教員一人ひとりの状況に応じた指導を充実させる。 ・5月に、アンガーマネジメント研修と併せて、最新の動向を踏まえ、外部講師による教員が身に付けるべき情報モラルに関する研修を実施する。 ・毎月の「小平市立学校服務に関わるチェックシート」による確認を徹底させる。 ・指導課学校訪問及び定期訪問時の服務事故防止についての講話を工夫し、教員一人ひとりが自分事として考える場となるよう設定する。			

No. 24 体験型地域理解研修の実施（指導課）				
事業内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成30年度	教員の資質向上として小平市の教員としての心構えや小平市への理解促進、愛着心の醸成を図る。	新規に採用された教員及び転入した教員	
	【事業概要】 小平市の地域資源を取り入れた「体験型地域理解研修」を実施し、小平市の教員として、小平市への理解促進、愛着心の醸成を図りつつ、教材開発にもつなげていく。			
	【具体的取組内容】 夏季休業中（7月）に、平櫛田中（彫刻家）又は国指定史跡鈴木遺跡についての研修を実施（隔年で交互に実施） 研修内容 「平櫛田中の彫刻に因んだ研修」（講師：彫刻家）			
	【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度
	研修会の開催（回）	1	1	1
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 授業への活用に向けた教員の意識向上が図られた。			
今後の向	新規採用等の教員が小平市に愛着をもち、教員としての心構えを身に付けられるよう、内容を精査して実施する。また、知識を習得した教員が、授業で生かすとともに、校内研修等で他の教員への周知を図るなど広い活用を目指す。			
No. 25 学校における働き方改革（指導課）				
事業内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	令和元年度	教職員の長時間労働の改善及び業務負担の軽減、学校教育の質の維持向上を図る。	市立学校の教職員	
	【事業概要】 ICTの活用や人員配置などにより、教職員がそれぞれの業務に注力できる職場環境を整え、教育の質の維持向上を図る。			
	【具体的取組内容】 (1) 出退勤システムの活用 システムにより教職員のサービス管理及び在校等時間の把握を行った。また、長時間勤務の教職員を管理職が把握し、校務分掌の見直しなど学校経営に活用した。 (2) 医師による面接指導 長時間勤務を行った教職員に面接指導を受けるよう促し、メンタル不調の防止、早期対応につなげた。 (3) 人員配置 ① スクール・サポート・スタッフ 教員の業務支援を行う人材を市立学校全校に配置した。 ② 特別非常勤講師 高度な専門性を有する外部人材に一部の授業を担わせることで教員の負担軽減を図ることを目的に、小学校6校に配置した。 ③ 副校長補佐 事務的な副校長業務の補助を行うことで副校長の業務負担軽減を図ることを目的に市立小・中学校18校に配置した。 ④ エデュケーション・アシスタント 授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るため、低学年の担任業務を補助する人材を、小学校1校に配置した。			
	【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度
	出退勤システム導入校数及びスクール・サポート・スタッフ配置校数（校）	27	27	27

事業の価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <p>(1) 出退勤システムの導入により、教職員の在校時間を把握できるようになり、長時間労働の教職員に対して、管理職から面接指導医による面接指導を勧奨するなど、適切に対応することができた。</p> <p>(2) スクール・サポート・スタッフの配置により、教員の業務負担の軽減が一層進み、月平均の在校時間が前年度に比べ小学校で3時間、中学校は2時間短縮した。</p> <p>(3) 副校長補佐の配置により、副校長が学校経営に係る業務に注力できるようになった。令和5年度に新規で配置した学校は、前年度と比べ時間外勤務時間が大幅に削減された。</p> <p>(4) 特別非常勤講師の配置により、高度な専門性を生かした質の高い授業を提供するとともに、教員の負担軽減を図ることにつながった。</p> <p>(5) エデュケーション・アシスタントの配置により、低学年担任の負担軽減を図ることができた。</p>			
今後の向	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、出退勤システムを活用し、長時間労働の教職員の把握を行い、校務分掌の見直しや、面接指導等の適切な対応を行うことで、教職員が心身共に安全、健康で、快適に働ける職場環境の整備に努めていく。 ・スクール・サポート・スタッフの全校配置により、教員が児童・生徒への対応や教材研究などに専念できる環境整備に努める。 ・副校長補佐の配置により、副校長の負担軽減と学校経営の基盤強化を図る。 ・必要に応じて外国語活動、体育等の教科・領域に特別非常勤講師を配置し、教員の負担軽減と教育の質の向上を図る。 ・エデュケーション・アシスタントの配置の拡充を行う。 			
No. 26 学校における労働安全衛生体制の整備（指導課）				
事業の容	<p>【開始年度】 平成26年度</p>	<p>【目的】 教職員が教育活動に専念するため、心身共に安全で健康に、快適に働くことができる環境を整備する。</p>	<p>【対象】 市立学校の教職員</p>	
	<p>【事業概要】 教職員が心身共に安全で健康に、快適に働き、教育活動に専念するため、学校における労働安全衛生体制を構築・推進する。</p>			
	<p>【具体的取組内容】</p> <p>(1) 長時間勤務の教職員に対する面接指導の実施 日本医師会認定産業医の資格を有する医師を面接指導医として委嘱し、長時間勤務の教員に面接指導を実施した。(面接指導を受けた教員 6人) また、出退勤システムにより把握した長時間勤務の教員に、管理職から受診の勧奨を行った。(受診勧奨を受けた教員 4人)</p> <p>(2) メールによる健康相談の実施 メールを使用して任意で受診できる体制をとった。</p> <p>(3) ストレスチェックの実施 定期健康診断と併せて、心身の疲労度を自己確認するストレスチェックを実施した。</p> <p>(4) 衛生推進者養成講習の受講 対象者 昇任又は他地区等から転入した副校長 受講者 3人(小学校2人、中学校1人)</p>			
	<p>【活動指標】 衛生推進者配置校数(校)</p>	R3年度 27	R4年度 27	R5年度 27
事業の価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員が利用しやすいよう、対面による面接指導とメールによる健康相談を実施し、心身の健康保持につなげた。 ・面接指導の結果を所属長に通知し、これを踏まえた校務分掌の見直しや、担当業務の軽減など、適切な対応が図られた。 ・市立学校全校において衛生推進者を選任し、労働安全衛生の推進体制を整備した。 			

<p>今後の 方 向</p>	<p>・面接指導を受けるよう積極的に勧奨を行っていくとともに、メールによる任意の健康相談を引き続き実施し、受診や相談しやすい環境の確保に努め、メンタルヘルス疾患の未然防止を図っていく。 ・校長及び衛生推進者である副校長に対し、衛生推進者の業務を含めた労働安全衛生全般について継続的に意識啓発を行っていく。</p>			
<p>No. 27 校務支援システムの機能拡張（指導課）</p>				
<p>事業の 内 容</p>	<p>【開始年度】 令和5年度</p>	<p>【目的】 校務支援システムに成績処理機能等を導入することで、校務の軽減と効率化を図る。</p>	<p>【対象】 市立学校の教職員</p>	
	<p>【事業概要】 校務支援システムに成績処理、児童・生徒名簿及び健康診断機能等を導入する。</p>			
	<p>【具体的取組内容】 (1) 契約締結 統合型校務支援システムの長期継続契約を締結した。 契約期間 令和6年1月から令和10年12月まで (2) 研修の実施 令和6年度からの本格運用に向けて、導入ガイダンスなどの必要な研修会を実施した。</p>			
	<p>【活動指標】 機能拡張校数(校)</p>	<p>R3年度</p>	<p>R4年度</p>	<p>R5年度 27</p>
<p>事業の 評 価</p>	<p>【具体的取組内容の自己評価】 機能拡張により校務の軽減と効率化を図るための体制を整えることができた。</p>			
<p>今後の 方 向</p>	<p>機能が十分に活用されるよう、必要な研修の実施等について、事業者と学校の連絡調整を行う。</p>			

基本的施策7 学校の経営力向上

令和5年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業」より抜粋)

・小・中学校においては、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、事務職員という組織体系で学校組織が成立しており、そこには校長の強いリーダーシップが求められています。

家庭、地域からの支援を受け、質の高い学校経営を实践するためにも「開かれた学校づくり」を積極的に推進し、保護者、地域の方の参画型授業を実施するなど、学校教育への信頼や理解を得ることが求められています。

・中学校における部活動は、学校教育活動の一環として重要なものです。しかし、教員の長時間労働が大きな問題となっている中、教員の働き方改革を進めるとともに、中学校における部活動の維持及び円滑な推進を図ることが必要です。小平市では、平成30年度に策定した「小平市立学校に係る運動部活動の方針」及び令和元年度に策定した「小平市立学校に係る文化部活動の方針」に基づき、取組を進めていきます。

また、持続可能な部活動と教員の負担軽減を図るため、令和5年度から休日の部活動を地域へ移行することがスポーツ庁や文化庁から示されており、実施に向けた検討が必要です。

・学校を取り巻く課題は複雑化・高度化しています。急増するいじめや保護者とのトラブル、体罰、教員同士のトラブル等を早期に解決し、安定した学校経営及び教育の質の向上を図るため、専門的知識を有する人材や専門機関との連携体制の整備が求められています。

令和5年度の主要事業

No.28 コミュニティ・スクールの推進

No.29 部活動指導員の配置

No.30 部活動外部指導員の配置

No.31 部活動地域移行の検討

No.32 スクールロイヤー制度の導入

成果指標

	成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①	コミュニティ・スクール設置校数	16	18	22	
②	全国学力・学習状況調査(学校質問紙) 「指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている」に肯定的な回答をする(%)	小学校	100	84.3	100
		中学校	87.5	87.5	87.5

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 28 コミュニティ・スクールの推進（指導課）

事業の内容	<table border="1"> <tr> <td>【開始年度】 平成19年度</td> <td>【目的】 保護者・地域の意見を学校経営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進する。</td> <td>【対象】 市立学校</td> </tr> </table>	【開始年度】 平成19年度	【目的】 保護者・地域の意見を学校経営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進する。	【対象】 市立学校																		
	【開始年度】 平成19年度	【目的】 保護者・地域の意見を学校経営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進する。	【対象】 市立学校																			
	<p>【事業概要】</p> <p>学校経営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの指定を受けることで、保護者・地域住民が一定の権限と責任を伴いながら、その意見を学校経営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進していく。なお、本市においては、法律上の学校運営協議会を既存の学校経営協力者制度の役割・機能を発展的に受け継ぐものと位置づけ、学校経営協議会と称している。</p>																					
	<p>【具体的取組内容】</p> <p>平成19年度以降、順次コミュニティ・スクールの指定を受けており、各設置校は学校経営協議会を開催し学校運営の充実を図った。 令和5年取組開始校 3校（鈴木小学校、小平第四中学校、上水中学校）</p> <p>《コミュニティ・スクール（学校経営協議会設置校）》</p> <table border="1"> <tr><td>平成19年度</td><td>六小</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>四小</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>三小</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>八小</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>七小、六中</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>十四小、学園東小</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>十一小、十三小・二中（合同）</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>五小、九小、十小</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>二小、十二小</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>十五小、上宿小、十三小、二中 ※十三小と二中は、1校で1協議会設置に変更</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>一小、花小金井小、一中、花小金井南中</td></tr> </table>	平成19年度	六小	平成20年度	四小	平成21年度	三小	平成23年度	八小	平成26年度	七小、六中	平成27年度	十四小、学園東小	令和元年度	十一小、十三小・二中（合同）	令和2年度	五小、九小、十小	令和3年度	二小、十二小	令和4年度	十五小、上宿小、十三小、二中 ※十三小と二中は、1校で1協議会設置に変更	令和5年度
平成19年度	六小																					
平成20年度	四小																					
平成21年度	三小																					
平成23年度	八小																					
平成26年度	七小、六中																					
平成27年度	十四小、学園東小																					
令和元年度	十一小、十三小・二中（合同）																					
令和2年度	五小、九小、十小																					
令和3年度	二小、十二小																					
令和4年度	十五小、上宿小、十三小、二中 ※十三小と二中は、1校で1協議会設置に変更																					
令和5年度	一小、花小金井小、一中、花小金井南中																					
<table border="1"> <tr> <td>【活動指標】</td> <td>R3年度</td> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> </tr> <tr> <td>学校経営協議会設置校数（校）</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>22</td> </tr> </table>	【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度	学校経営協議会設置校数（校）	16	18	22														
【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度																			
学校経営協議会設置校数（校）	16	18	22																			
事業の評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校では日常的に地域の教育力を生かした教育活動を実施しており、児童・生徒に地域社会の一員であるとの意識や地域を大切に思う気持ちを育てることにつながった。 各学校においてコミュニティ・スクールの意義や活動内容等についての積極的な周知に努めたが、十分に理解を深めるまでには至らない学校もあった。 指導課において、コミュニティ・スクール各校の取組をまとめた実践事例集の作成に向けて検討を進め、令和5年度末に実施した研修会において配布することができた。 																					
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き地域に開かれた学校づくりをさらに推進する。 新たに学校経営協議会の設置を目指す学校については、小・中連携教育の視点を踏まえ、地域と共に学校経営を展開できるよう、教育委員会として支援を行い、市立学校全校設置を目指す。 																					

No. 29	部活動指導員の配置（指導課）			
	【開始年度】 令和元年度	【目的】 部活動の維持及び円滑な推進を図ることを目的とする。	【対象】 市立中学校	
	【事業概要】 部活動の維持及び円滑な推進を図るため、顧問又は顧問教員の補助のため、部活動指導員を配置する。			
	【具体的取組内容】 部活動指導員は、校長の指示に従い、当該部活動の顧問として、又は顧問教員を助けながら、教育活動の一つとして計画された部活動に関して必要な技術の指導及び助言を行った。 配置校 市立中学校 8校 配置時間 原則として1校当たり年間640時間を限度とする。 (報酬：1時間当たり1,600円) 配置人数 9人			
	【活動指標】 配置校数(校)	R3年度 8	R4年度 8	R5年度 8
事業の内容	【具体的取組内容の自己評価】 部活動指導員は、校長の指示に従い、当該部活動の顧問として、又は顧問教員を助けながら、教育活動の一つとして計画された部活動に関して必要な技術の指導及び助言を行った。 配置校 市立中学校 8校 配置時間 原則として1校当たり年間640時間を限度とする。 (報酬：1時間当たり1,600円) 配置人数 9人			
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 市立中学校全校に配置し、部活動の充実及び円滑な推進に寄与することができた。			
今後の方向	部活動地域連携・地域移行に向けた検討を行うとともに、部活動指導員等の外部人材の活用による部活動の充実について、効果検証に取り組んでいく。			
No. 30	部活動外部指導員の配置（指導課）			
	【開始年度】 昭和49年度	【目的】 部活動の充実を図り、心身ともに健康で人間性豊かな生徒を育成する。	【対象】 市立中学校	
	【事業概要】 顧問教員の監督の下、顧問教員を補助する外部人材を部活動外部指導員として市立中学校に配置し、教育活動の一環として計画された部活動の維持及び円滑な実施と充実を図る。			
	【具体的取組内容】 部活動の維持、充実を図るため市立中学校8校の延べ41の部活動に外部指導員を配置している。専門的な指導が求められる部活動に継続して配置することで、教員の異動によらず部活動を維持することにつながっている。 配置校 市立中学校 8校 配置時間 月10時間を限度とする（謝礼：1時間当たり1,500円） 配置人数 延べ53人			
	【活動指標】 配置校数(校)	R3年度 8	R4年度 8	R5年度 8
事業の内容	【具体的取組内容の自己評価】 部活動の維持、充実を図るため市立中学校8校の延べ41の部活動に外部指導員を配置している。専門的な指導が求められる部活動に継続して配置することで、教員の異動によらず部活動を維持することにつながっている。 配置校 市立中学校 8校 配置時間 月10時間を限度とする（謝礼：1時間当たり1,500円） 配置人数 延べ53人			
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・市立中学校全校に配置し、部活動の充実及び円滑な推進を図ることができた。 ・部活動外部指導員を配置することで、生徒のニーズに応じた支援の実施につながった。			
今後の方向	外部人材を活用することで、専門的な指導の充実や生徒のニーズへの対応につながっているかを改めて検証し、その有用性を明らかにできるよう取り組んでいく。			

No. 31	部活動地域移行の検討（指導課）			
	【開始年度】 令和5年度	【目的】 教員の負担軽減やこどもの放課後の活動を充実させるとともに、こどもたちが市民として生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことにつながるよう、生涯スポーツ社会・生涯学習社会を構築する。	【対象】 市立中学校に在籍する生徒	
	【事業概要】 学校教育の枠を超えて、あらゆる関係者と一体となって生涯スポーツ社会・生涯学習社会の構築に向けた取組を進める。			
	【具体的取組内容】 有識者、保護者及び関係団体等で構成した小平市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会を設置し、部活動地域連携・地域移行について検討し、検討結果報告書（案）をまとめた。			
事業の内容	【活動指標】 検討会議開催回数（回）	R3年度	R4年度	R5年度
				4
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・小平市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会から、部活動の地域連携・地域移行について意見を聴取し、今後の部活動地域連携・地域移行の推進に向けた課題整理ができた。			
今後の方向	・小平市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会から出された意見に基づき、指導者の確保、外部指導者の指導力向上、円滑な地域移行に向けた取組、今後の継続的な検討などの必要性を踏まえて、部活動の地域連携・地域移行に向けた取組を進める。 ・庁内他課や学校との連携を密にするための担当者会の実施を検討する。			
No. 32	スクールロイヤー制度の導入（教育総務課）			
	【開始年度】 令和5年度	【目的】 学校を含めた教育委員会全般に関わる様々な問題や諸課題への対応について、弁護士による法的見地からの助言等を受けられる体制を整備し、問題の早期解決を図る。	【対象】 教育委員会事務局、市立学校教職員	
	【事業概要】 いじめや虐待、不登校、保護者対応、教職員間のハラスメントなど、教育を取り巻く課題は複雑化、高度化しており、法的な対応が求められる事案が増えている。 弁護士から法的見地からの助言を受けるためスクールロイヤー制度を導入し、これらの様々な問題・課題に迅速に対応し、早期解決することにより、教育の質の維持、向上を図る。			
	【具体的取組内容】 (1) 法律相談 ① 相談日数 46日（おおむね週1回、1回当たり3時間） ② 相談方法 市役所において直接相談を実施 (2) 研修会 ① 市立学校長及び教育委員会事務局管理職を対象にした研修会 1回 令和5年10月3日 テーマ「ハラスメント防止対策について」 ② 市立学校副校長を対象にした研修会 1回 令和5年10月17日 テーマ「事例に基づいた法的側面からの助言」			
事業の内容	【活動指標】 相談実施回数（回）	R3年度	R4年度	R5年度
				62

事業の 評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的根拠を踏まえた行政が担うべき責任が明らかになり、対応の明確化及び迅速化が図られた。 ・発生初期に課題の整理及び対応の方向性を確認することが可能となり、事態の複雑化・混乱化を防ぐことにつながった。 ・法律相談を行うにあたり、担当課内（校内）での情報共有及び状況の整理が行われることで問題が可視化され、組織的対応が図られた。
今後の 方向	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談を実施する曜日と時間を固定し、制度の定着及び利用率向上を図る。 ・緊急時の即時対応を可能とするために、電子メール等を利用して相談できる仕組みを設ける。 ・事例の共有化を図り、組織としての対応力向上を図る。

基本的施策 8 家庭教育への支援

令和5年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業」より抜粋)

・核家族化や地域の人間関係の希薄化に伴い、親子が地域や社会で様々な関わりを持ちながら成長発達していくことが難しくなっています。親の育ちを応援する学びの場や、子育て世代が相互交流を図る機会を提供するなど、家庭教育への支援が求められています。

令和5年度の主要事業

No.33 子育て支援に関する講座の実施

No.34 ブックスタートの実施

成果指標

	成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	子育て支援講座受講者数(人)	230	246	224
②	15歳以下で年度内に1冊以上図書館で資料を借りた人の割合(%)	24.0	22.3	23.3

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 33 子育て支援に関する講座の実施（公民館）

事業の内容	【開始年度】 昭和63年度	【目的】 家庭教育の向上及び子育て中の親への学習支援として、子育ての不安や孤立の解消、仲間づくりにつながる学習の場を提供する。	【対象】 乳幼児、小・中学生の親																																						
	【事業概要】 子育てや家庭教育に関する講座の開設及び自主サークル活動へ移行するための支援・育成を行う。																																								
	【具体的取組内容】 子育て支援を目的として、子育て中の親を対象に、子育ての不安解消や年齢に合わせた子どもとの接し方などの講座を実施した。 子育て支援講座：14コース（対前年度比▲6コース） 受講者224人（対前年度比▲22人）																																								
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>主な講座</th> <th>実施館</th> <th>総講座数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親子の経済学</td> <td>中央公民館</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>苔玉づくりで植物に親しむ①</td> <td>小川公民館</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ホトリボンアート</td> <td>花小金井北公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>手ごね手作りパン</td> <td>上宿公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>子どもと絵本を楽しもう</td> <td>上水南公民館</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>いきいき子育てライフ</td> <td>小川西町公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ごはんの悩み応援セミナー</td> <td>花小金井南公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>こんなはずじゃなかった！産後や子育て</td> <td>仲町公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>赤ちゃんと遊ぶわらべうた</td> <td>津田公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和の学校給食クッキング</td> <td>天沼公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>子育て中ママパパによるパン作り</td> <td>鈴木公民館</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		主な講座	実施館	総講座数	親子の経済学	中央公民館	2	苔玉づくりで植物に親しむ①	小川公民館	2	ホトリボンアート	花小金井北公民館	1	手ごね手作りパン	上宿公民館	1	子どもと絵本を楽しもう	上水南公民館	2	いきいき子育てライフ	小川西町公民館	1	ごはんの悩み応援セミナー	花小金井南公民館	1	こんなはずじゃなかった！産後や子育て	仲町公民館	1	赤ちゃんと遊ぶわらべうた	津田公民館	1	令和の学校給食クッキング	天沼公民館	1	子育て中ママパパによるパン作り	鈴木公民館	1			
	主な講座	実施館	総講座数																																						
親子の経済学	中央公民館	2																																							
苔玉づくりで植物に親しむ①	小川公民館	2																																							
ホトリボンアート	花小金井北公民館	1																																							
手ごね手作りパン	上宿公民館	1																																							
子どもと絵本を楽しもう	上水南公民館	2																																							
いきいき子育てライフ	小川西町公民館	1																																							
ごはんの悩み応援セミナー	花小金井南公民館	1																																							
こんなはずじゃなかった！産後や子育て	仲町公民館	1																																							
赤ちゃんと遊ぶわらべうた	津田公民館	1																																							
令和の学校給食クッキング	天沼公民館	1																																							
子育て中ママパパによるパン作り	鈴木公民館	1																																							
【活動指標】 講座実施回数（回）		R3年度 65	R4年度 72	R5年度 53																																					
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 ・各館において公民館事業企画委員会が講座を企画し、子育て中の家族への支援の一助となった。 ・子育て支援講座をきっかけに6つの団体が自主サークル化し、子育て中の親同士のコミュニティを広げる機会を提供することができた。																																								
今後の方向	・家庭教育及び子育て支援の一つとして、子育ての不安解消や子育て世代の仲間づくりにつながる講座を実施していく。 ・コロナ禍に実施していた公民館保育の利用制限を見直し、子育て世代の学習やサークル活動の環境を支援していく。																																								

No. 34 ブックスタートの実施（図書館）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成29年度	乳児と保護者が、絵本を通じて心触れ合う楽しい時間を持つきっかけをつくり、良好な子育て環境の整備を支援する。	市内在住の乳児とその保護者	
	【事業概要】 3～4か月児健康診査時に、ボランティアの協力のもと絵本の読み聞かせ体験を行い、図書館案内や絵本リスト等を紹介したうえで絵本を手渡すことで、親子が触れ合うきっかけをつくるとともに将来にわたり本と親しむ環境を整備する。			
	【具体的取組内容】 (1) 絵本の配付 月2回の3～4か月児健康診査受診時に、図書館案内や絵本リスト等、及び絵本をセットにして手渡した。受診しなかった方へは自宅へ郵送した。 絵本配付冊数 1, 249冊 (2) ボランティア特別研修会の実施 テーマ 「読み聞かせデビューは何歳から？～絵本の読み聞かせが幼児にもたらすもの」（講師：白梅学園大学教授） 内 容 乳幼児期の絵本の読み聞かせが、こどもの成長にどのような効果をもたらすのか、講師の研究や活動をもとにした講演 開催回数 1回			
事業の価	【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度
	ブックスタート実施日数（日）	24	24	24
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 ・乳児とその保護者に、ボランティアによる読み聞かせを通して、絵本を開くことを楽しむ体験をしてもらい、またその絵本を配付することにより親子が触れ合うきっかけを提供することができた。 ・コロナ禍明けのボランティアの不安を解消するため、年3回の研修会において、互いに絵本を読み聞かせ、感想を述べながら交流を深めた。また、講演会では事業の意義を学ぶなど、ボランティアの意欲の向上につなげた。			
今後の方向	乳幼児から継続的に本と触れ合うきっかけづくりとなる事業の質の確保を図るとともに、ボランティアの活動意欲の向上を目指す。			

基本的施策9 地域総がかりでの教育の推進

令和5年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業」より抜粋)

- ・青少年対策地区委員会の活動等を通して、地域全体で子どもを育む風土を醸成し、地域の人々の交流や活力の創出を図ることが求められています。
- ・ボランティアを活用した授業支援、補習、部活動支援、図書の整理・修理、緑化、パトロール等、学校の学習支援・環境整備支援を推進するために、学校と地域を結ぶ地域教育コーディネーターやボランティアの育成について、継続的な取組が必要です。
- ・子どもたちに、放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学習・スポーツ・文化活動・世代間交流等の機会を提供し、活動の充実を図っていくことが求められています。

令和5年度の主要事業

No.35 小平地域教育サポート・ネット事業の推進

No.36 放課後子ども教室の推進

成果指標

	成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	地域住民等のボランティア活動実績(延べ)(人)	13,340	7,113	9,674

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 35 小平地域教育サポート・ネット事業の推進（地域学習支援課）

事業の内容	<p>【開始年度】 平成14年度</p>	<p>【目的】 学校を支援する地域住民等のボランティアや、ボランティアと学校を結ぶコーディネーターの育成を図り、地域と学校の連携・協働を推進する。</p>	<p>【対象】 学校を中心とした各地域</p>		
	<p>【事業概要】 地域の教育力の充実を図るとともに、地域住民等の知識や経験が学校で活用されるよう、ボランティア活動の推進を図る。 また、学校と地域を結ぶコーディネーターの育成を図ることにより、学校・家庭・地域の連携を充実させ、より一層地域に開かれた特色のある教育活動を推進する。</p>				
	<p>【具体的取組内容】 (1) 地域教育コーディネーター世話人の配置 全市立小・中学校 (2) 統括コーディネーターの配置 2人 (3) 地域教育コーディネーター研修会の開催 3回 (4) ボランティア養成講座の開催 69回 主な内容：ボランティア入門講座、園芸ボランティア講座、読み聞かせ入門講座、図書修理講座 (5) ボランティア活動の周知・啓発 翌年度の小学校新入学児童の保護者にパンフレットを配布</p>				
	<p>【活動指標】 ボランティア養成講座等実施回数（回）</p>		R3年度 63	R4年度 74	R5年度 69
事業の価	<p>【具体的取組内容の自己評価】 ・市立学校全校に地域教育コーディネーター世話人を配置することができた。 ・地域教育コーディネーターへの研修によりスキルアップが図られた。 ・地域教育コーディネーター世話人が企画・運営するボランティア養成講座により、ボランティアの新規人材確保やスキルアップが図られた。</p>				
今後の方向	<p>継続的に地域教育コーディネーターやボランティアを対象とする講座・研修会を開催し、スキルアップを図り、引き続き地域と学校の連携・協働体制の維持・充実に努める。</p>				

No. 36 放課後子ども教室の推進（地域学習支援課）			
事業の内容	【開始年度】 平成19年度	【目的】 地域の力によりこどもたちに安全・安心な放課後等の居場所を提供し、こどもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	【対象】 市立小学校区
	【事業概要】 学校の協力のもと各小学校区において、地域のボランティアにより放課後子ども教室実行委員会を組織し、こどもたちに放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学びや体験、世代間交流などの場を提供する。		
	【具体的取組内容】 (1) 放課後子ども教室の実施 伝統文化に親しむ教室、工作等の体験教室、自主学習や英語・理科実験などの学習教室、球技等のスポーツ教室、学校内の花植え活動など (2) 学童クラブ事業との連携 多くの学童クラブ入会児童が登録・参加した。 登録者数 1,134人 参加者数 延べ13,789人 (3) 見守り・安全管理のサポーターを増員する制度※の活用 活用実績 5校区（一小・二小・五小・七小・十二小） ※特別な支援を要するこどもを受け入れる際に活用する制度		
	【活動指標】	R3年度	R4年度
実施回数（回）	1,898	2,994	3,390
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 各小学校区において、地域住民等で組織された実行委員会の創意工夫により、多彩な教室が展開され、地域の力によるこどもたちの学びや体験、交流の場の提供が図られた。		
今後の方向	市立小学校全校区での実施を継続し、コーディネーターや教室スタッフを対象とする研修の実施等により、各実行委員会の活動の維持・充実に支援していく。		

基本的施策10 教育環境の整備

令和5年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業」より抜粋)

・学校施設は小平市の保有する公共施設の約6割を占めており、その多くが昭和40年代から50年代にかけての児童・生徒急増期に整備されたものです。

そのため、経年劣化により老朽化した施設の機能回復や、近年の猛暑等に対応した設備の設置などによる良好な教育環境の確保が必要となっています。また、災害時の防災拠点として備えるべき防災機能の整備も求められています。

このことから、現在のニーズに加え、将来の需要をも見据えた計画的な改修が重要となります。

・発達障がいや配慮を要する児童・生徒の在籍人数が増加している現状や、小学校における全学年への35人学級制度の導入のほか、就学人口の急増等により、一部の学校では教室不足が生じる見込みであるため、増築等の計画的な対応が必要となります。

また、増室した普通教室で学習者用端末を利用するための環境整備も必要です。

令和5年度の主要事業

No.37 学校大規模改造工事の実施

No.38 花小金井小増築工事の実施

No.39 学校体育館冷暖房設備設置工事

No.40 学校トイレ改修

No.41 学校施設の更新

No.42 十一小拡張用地取得

No.43 G I G Aスクール構想推進のための環境整備

No.44 学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援

成果指標

	成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①	学校トイレの洋式化の割合 (%)	65.2	67.9	71.8	
②	全国学力・学習状況調査(質問紙)「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つ」に対して、肯定的に回答する割合 (%)	小学校	—	94.6	93.6
		中学校	—	91.1	93

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 37 学校大規模改造工事の実施（教育総務課）

事業の内容	<table border="1"> <tr> <td>【開始年度】 平成21年度</td> <td>【目的】 経年劣化により低下した機能を回復し、建物の延命を図る等の工事を行う。</td> <td>【対象】 市立学校</td> </tr> </table>	【開始年度】 平成21年度	【目的】 経年劣化により低下した機能を回復し、建物の延命を図る等の工事を行う。	【対象】 市立学校																		
	【開始年度】 平成21年度	【目的】 経年劣化により低下した機能を回復し、建物の延命を図る等の工事を行う。	【対象】 市立学校																			
	<p>【事業概要】</p> <p>老朽化した建物の機能回復（外壁塗装、屋上防水等）、経年劣化した設備の改修（給排水設備改修、受変電設備改修等）、バリアフリー化（エレベーター、バリアフリースイッチ、スロープの設置等）、防火設備改修（防火シャッター改修、防火区画改修等）など、多様な目的の工事を、学校の夏季休業期間を中心に一括して行う。</p>																					
	<p>【具体的取組内容】</p> <p>学園東小 校舎屋上防水及び外壁の全面改修、プール改修及びプールろ過配管更新 四中 北校舎の屋上防水、北校舎及び東側渡り廊下の外壁改修</p> <p>[スケジュール]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設計</th> <th>工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>八小</td> <td>五小、十小</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>一小、三小</td> <td>八小、十小</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>三小、十二小</td> <td>一小、三小、八小</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>学園東小、四中</td> <td>三小、五小、八小、十二小</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>四小、九小、四中 受変電設備更新：21校</td> <td>学園東小、四中</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 (予定)</td> <td>七小、九小、五中</td> <td>四小、九小、四中 受変電設備更新：二小、三小、十四小、 十五小、鈴木小、学園東小、三中</td> </tr> </tbody> </table>	年度	設計	工事	令和元年度	八小	五小、十小	令和2年度	一小、三小	八小、十小	令和3年度	三小、十二小	一小、三小、八小	令和4年度	学園東小、四中	三小、五小、八小、十二小	令和5年度	四小、九小、四中 受変電設備更新：21校	学園東小、四中	令和6年度 (予定)	七小、九小、五中	四小、九小、四中 受変電設備更新：二小、三小、十四小、 十五小、鈴木小、学園東小、三中
	年度	設計	工事																			
令和元年度	八小	五小、十小																				
令和2年度	一小、三小	八小、十小																				
令和3年度	三小、十二小	一小、三小、八小																				
令和4年度	学園東小、四中	三小、五小、八小、十二小																				
令和5年度	四小、九小、四中 受変電設備更新：21校	学園東小、四中																				
令和6年度 (予定)	七小、九小、五中	四小、九小、四中 受変電設備更新：二小、三小、十四小、 十五小、鈴木小、学園東小、三中																				
<table border="1"> <tr> <td>【活動指標】</td> <td>R3年度</td> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> </tr> <tr> <td>設計校数（校）</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3 受変電設備 21校</td> </tr> </table>	【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度	設計校数（校）	2	2	3 受変電設備 21校														
【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度																			
設計校数（校）	2	2	3 受変電設備 21校																			
<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の剥離防止による安全性の確保や、雨水侵入防止による建物の延命化を図った。 ・学園東小はプールの配管から漏水が確認されたことから、配管の全面的な改修を行い、機能回復を図った。 																						
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・四小の給水設備、雨水槽、トイレ洋式化改修を実施（令和6年度～令和7年度） ・九小の北校舎西側・東側、南校舎屋上防水及び外壁の改修を実施（令和6年度～令和7年度） ・四中南校舎及び東側渡り廊下の屋上防水及び外壁の改修（令和6年度） ・その他、財政状況を勘案しながら、必要に応じて大規模改造工事を実施していく。 																					

No. 38 花小金井小増築工事の実施（教育総務課）				
事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 児童数の増加に伴う教室不足を解消するため、増築棟の設計・工事を行う。	【対象】 花小金井小学校	
	【事業概要】 通学区域内の人口推計から、令和7年度以降、普通教室の不足が見込まれるため、増築校舎を建築し、特別教室を移設するとともに、既存校舎の特別教室を普通教室へ改修する。 なお、増築校舎には学童クラブを併設する。			
	【具体的取組内容】 (1) 設計及び建設工事 ① 設計 令和4年度～令和5年9月 ② 建設工事 令和6年2月着工（令和7年3月供用開始予定） (2) 工事説明会の開催 開催時期 令和6年1月（2回） 対象者 近隣住民及び保護者等			
	【活動指標】 設計・工事	R3年度	R4年度	R5年度
		設計	設計・工事	
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 予定どおり設計が完了し、建設工事に着工することができた。			
今後の方向	・令和7年3月供用開始に向け、工事を進める。 ・施工者・学校間の連携・調整を図り、工事に伴う振動・騒音等による教育活動への影響を低減させる。			
No. 39 学校体育館冷暖房設備設置工事（教育総務課）				
事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 夏季及び冬季での学校体育館使用時における、児童・生徒や教職員等の安全の確保、良好・快適な教育環境の確保を目的とし、全校の体育館に冷暖房設備を設置する。	【対象】 市立学校	
	【事業概要】 市立学校全校の体育館に、冷暖房設備を設置する。			
	【具体的取組内容】 令和4年度から令和5年度にかけて、全中学校の体育館で冷暖房設備設置工事を完了した。 令和5年度には、小学校12校の体育館で冷暖房設備設置工事を完了した。			
	【活動指標】 設計・工事	R3年度	R4年度	R5年度
	設計	設計・工事	工事	
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・電線ケーブルの納品の遅れにより、2校が年度内に完了できなかったが、工事工程を見直し、早期の工事完了を目指して対応した。 ・学校及び関係各課等との綿密な調整により、円滑に設置に向けた取組を進めることができた。			
今後の方向	令和6年度中に小学校7校（令和5年度に完了予定の2校を含む）に冷暖房設備を設置し、全校で供用を開始する。			

No. 40 学校トイレ改修（教育総務課）																																			
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】																																
	令和元年度	児童・生徒の学校生活の環境改善を図るため、洋式化率が低い学校を優先して、トイレ洋式化改修を進める。	市立学校のトイレ																																
	【事業概要】 市立学校の和式便器の洋式化改修を行う。																																		
	【具体的取組内容】 令和5年度の学校トイレの洋式化改修の内容																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改修対象学校</th> <th>洋式化便器数</th> <th>改修対象学校名</th> <th>洋式化便器数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一小</td> <td>4器</td> <td>十四小</td> <td>4器</td> </tr> <tr> <td>六小</td> <td>8器</td> <td>上宿小</td> <td>4器</td> </tr> <tr> <td>八小</td> <td>4器</td> <td>二中</td> <td>5器</td> </tr> <tr> <td>九小</td> <td>4器</td> <td>五中</td> <td>4器</td> </tr> <tr> <td>十小</td> <td>4器</td> <td>上水中</td> <td>4器</td> </tr> <tr> <td>十一小</td> <td>4器</td> <td>花南中</td> <td>4器</td> </tr> <tr> <td>十二小</td> <td>4器</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				改修対象学校	洋式化便器数	改修対象学校名	洋式化便器数	一小	4器	十四小	4器	六小	8器	上宿小	4器	八小	4器	二中	5器	九小	4器	五中	4器	十小	4器	上水中	4器	十一小	4器	花南中	4器	十二小	4器	
改修対象学校	洋式化便器数	改修対象学校名	洋式化便器数																																
一小	4器	十四小	4器																																
六小	8器	上宿小	4器																																
八小	4器	二中	5器																																
九小	4器	五中	4器																																
十小	4器	上水中	4器																																
十一小	4器	花南中	4器																																
十二小	4器																																		
	【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度																															
	工事実施校数（校）	11	11	13																															
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 トイレ洋式化改修を進めることにより、児童・生徒が安心して快適に使用できるトイレ環境の改善が図られた。																																		
今後の方向	引き続き、学校内トイレの洋式化改修を推進する。																																		
No. 41 学校施設の更新（教育総務課）																																			
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】																																
	平成27年度	小平市公共施設マネジメント基本方針及び小平市公共施設マネジメント推進計画に基づき、学校施設の更新及び更新等の適否の判断を行う。	小平第十一小学校 小平第十三小学校 小平第十四小学校																																
	【事業概要】 更新が決定した小平第十一小学校について、令和3年度に策定した基本計画に基づき、令和4年度から令和5年度にかけてはその後の基本設計に向けた方針を策定する。 また、小平第十三小学校についても、小平第十一小学校と同様に、地域対応施設の複合化を前提とし、更新に係る基本計画策定を行う。さらに、小平第十四小学校についても、更新に係る基本計画策定に向けた検討を進める。																																		
	【具体的取組内容】 ・小平第十一小学校等複合施設について、令和3年度に策定した小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画に基づき、小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本設計方針を策定した。 ・小平第十三小学校等複合施設について、小平第十三小学校等複合施設の整備に関する基本計画を策定した。 ・小平第十四小学校等複合施設の整備については、公共施設マネジメント推進計画の改定に向けた方向性の検討を踏まえ、基本計画策定方針（スケジュールを含む）を凍結することとした。																																		
		【活動指標】	R3年度	R4年度	R5年度																														
	学校部会会議開催回数（回）	6	10	8																															

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 <ul style="list-style-type: none"> 小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本設計方針を策定した。 小平第十三小学校等複合施設の整備に関する基本計画を策定した。 学校部会において、更新等の適否の判断に向けた検討を行った。 			
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 十一小等複合施設の整備については、令和6年度に設計業者を選定し、令和8年度にかけて基本設計及び実施設計を行う。 十三小等複合施設の整備については、令和6年度に設計業者を選定し、令和9年度にかけて基本設計及び実施設計を行う。 十四小等複合施設の整備については、令和8年度に予定する公共施設マネジメント推進計画の改訂に合わせ、基本計画策定方針の見直しを行う。 			
No. 42	十一小拡張用地取得（教育総務課）			
事業の内容	【開始年度】 令和5年度	【目的】 小平第十一小学校等複合施設の整備に伴い、不足する運動場の面積を確保する。	【対象】 小平第十一小学校	
	【事業概要】 小平第十一小学校等複合施設の整備に伴い不足する運動場の面積を確保するため、用地を取得する。			
	【具体的取組内容】 令和5年12月に土地売買契約及び物件移転補償契約を締結し、令和6年1月に不動産移転登記を完了した。 取得面積 2,735.91 m ²			
	【活動指標】 土地の取得	R3年度	R4年度	R5年度 取得
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 用地を取得することができた。			
今後の方向	令和9年度から、取得した用地を活用し、小平第十一小学校等複合施設整備のための工事を行う。			
No. 43	G I G Aスクール構想推進のための環境整備（指導課）			
事業の内容	【開始年度】 令和2年度	【目的】 G I G Aスクール構想の実現に向けて、1人1台の学習者用端末を配備し、環境の整備を行う。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 G I G Aスクール構想の実現に向けて、1人1台の学習者用端末を配備し、校内ネットワーク等の環境整備を行う。			
	【具体的取組内容】 (1) 学習系ネットワークの固定IP化、通信方式及び無線周波数変更 学習系ネットワークにてプロバイダー側のIPアドレスについて、接続のたびにIPアドレスを取得する必要がある方式（動的IPアドレス）から、その必要のない方式（固定IPアドレス）へ変更するとともに、インターネットの接続方式を、回線終端装置を経由するPPPoE方式から、インターネットへ直接接続できるIPoE方式へ変更した。 また、学習者用端末から無線アクセスポイントへの接続について、これまで2.4GHzと5GHzの2つの周波数帯域が共存していたが、通信速度の遅い2.4GHzを停波し、通信速度の速い5GHzへ一本化することで通信環境の改善を図った。 (2) 無線アクセスポイント等の増設・移設 児童・生徒数の増加に対応した学校の学習系ネットワーク環境整備のため、無線アクセスポイント等の増設（40か所）・移設（37か所）を行った。			
	【活動指標】 端末配備及びネットワーク整備校数(校)	R3年度 27	R4年度 27	R5年度 27

事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・児童・生徒に個別最適な創造性を育む教育を、持続的に実現するための環境整備に努め、適切に整備、対応を行い改善した。 ・ネットワーク環境については、まだ改善の余地があると考え、引き続き国の基準を基に市として取り組めることを見極め対応していく。			
今後の 方向	G I G Aスクール構想の実現に向けた1人1台の学習者用端末のさらなる活用のために、安全・安心なシステム環境の構築、児童・生徒数の増加に合わせた機器やネットワーク環境の整備・保守・維持管理を行う。			
No. 44 学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援（学務課）				
事業の 内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 学習者用端末による家庭学習を行うにあたり、経済的に困難な児童・生徒の保護者へ必要な支援を行う。	【対象】 国立、都立または市立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者	
	【事業概要】 就学援助費又は特別支援学級等就学奨励費の受給者のうち、インターネット通信環境がない家庭に対し、オンライン学習通信費の支援を行う。			
	【具体的取組内容】 ・市立小・中学校の保護者への案内配付や、市報・ホームページにより制度の周知を図った。 ・就学援助費又は特別支援学級等就学奨励費の受給者に対して、支給に必要な手続きの周知を行った。			
	【活動指標】 ※設定なし	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 市立小・中学校の保護者に対する就学援助費及び特別支援学級等就学奨励費支給制度の案内と併せて、オンライン学習通信費支援に関する周知を行うことができた。			
今後の 方向	引き続き、就学援助費及び特別支援学級等就学奨励費支給制度を広く周知し、オンライン学習通信費を含めた各種援助が必要な家庭を支援する。			

基本的施策11 多様な学びをつなぐ生涯学習の推進

令和5年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業」より抜粋)

- ・年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが社会に参画する機会を持つことができるよう学習機会を提供することが求められています。
- ・公民館は、学習施設としてだけでなく、市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点としての役割を担うことが求められています。さらに、公共施設マネジメントの取組の中で他の公共施設との複合化が計画されており、地域コミュニティの拠点としての「公民館のあり方」について検討することが必要です。
- ・地域課題が複雑化・多様化している中、図書館には地域の情報拠点としての役割を果たすためのサービスが求められています。そのためには、資料の充実やデジタル化による情報発信、レファレンスサービス等により利用者が求めている資料・情報を的確に提供できる取組が必要です。
- ・小平市公文書等の管理に関する条例の制定により、歴史公文書を将来にわたって確実に保存するとともに、市民共有の知的資源として市民が主体的に利用できるようにすることが必要です。
- ・鈴木遺跡は、旧石器時代遺跡として特に広大で、出土する旧石器の種類も多様・豊富であり、石器の変遷を旧石器時代最古から縄文時代初頭まで連続して示すなど、国内外で高い学術的価値が認められ、令和3年3月に国指定史跡となりました。
 今後は、令和4年度に策定した「鈴木遺跡保存活用計画」に基づき、鈴木遺跡のより有効な保存活用を進めていきます。
- ・小平市の歴史及び伝統文化の証拠である市内の指定文化財について、適切に維持管理していくためには、所有者・管理者の協力が不可欠です。特に、経年劣化等による修繕を行うにあたっては、伝統的工法による原状回復が必要であり、所有者・管理者は文化財の保存知識に加え大きな財政的負担も求められることから、専門的知見に基づく市からの助言や財政的支援を図る必要があります。

令和5年度の主要事業

- No.45 公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築
- No.46 公民館事業企画委員会による講座企画
- No.47 公民館のあり方の検討
- No.48 特定歴史公文書の収集・整理・保存
- No.49 国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進
- No.50 海岸寺山門の修繕

成果指標

	成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	公民館事業企画委員会企画講座における新規サークル化数(団体)	11	16	25
②	図書館資料貸出数(点)	1,350,808	1,392,544	1,365,201

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 45 公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築（公民館）

事業の内容	<p>【開始年度】 令和3年度</p>	<p>【目的】 誰もが生涯を通して学ぶことができる環境づくりを進めるため、オンラインを活用した講座の実施など、時間や場所にとらわれない学びの推進を図る。</p>	<p>【対象】 市民</p>		
	<p>【事業概要】 公民館主催講座等についてオンラインで開催できるよう環境を整備し、定期講座やイベントなどにおいて市民の誰もが参加しやすい事業の推進を図る。</p>				
	<p>【具体的取組内容】</p> <p>(1) オンライン環境の整備 環境整備済みの中央公民館及び仲町公民館を除く分館9館において、Zoomを活用してオンライン講座が実施できる環境を整備した。また、令和5年8月からは講座等の事業に支障のない範囲で公民館利用団体へのモバイルWi-Fiの貸出を開始し、利便性の向上を図った。</p> <p>(2) オンラインを活用した定期講座等の実施</p> <p>① 定期講座等（対面とライブ配信の併用） 中央公民館「親も子も栄養たっぷり時短料理」他3コース 14回 上宿公民館「自宅や地域で、自分らしく暮らすための医療や介護について学ぶ」2回 花小金井南公民館「ごはんの悩み応援セミナー」4回</p> <p>② その他イベント（対面、ライブ配信、オンデマンド配信の併用） 中央公民館「みんなでつくる音楽祭 in 小平2023」</p>				
	<p>【活動指標】 オンラインを活用した講座実施回数（回）</p>		R3年度 18	R4年度 13	R5年度 20
事業の評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の方、家族や本人が体調不良の方などに対してオンライン学習ができる機会を提供できた。 ・分館においてオンライン環境の整備を進めることができた。公民館サークルにおいてもオンラインを活用する事例が見受けられるようになった。 				
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインを活用した講座の実施を推進するなど、市民の誰もが参加しやすい事業の実施に努める。 ・パソコン・スマートフォンの講座の実施等によりデジタルデバイドの解消に取り組んでいく。 				

No. 46 公民館事業企画委員会による講座企画（公民館）				
事業 の 内 容	【開始年度】 平成26年度	【目的】 学習活動を通じて、市民と行政の協働の拠点につ ながる事業を市民の参加により企画する。	【対象】 講座全般	
	【事業概要】 公民館を学習施設としてだけでなく、地域のコミュニティづくりの拠点として機能する施設と位置づけ、地域と継続的につながり、地域の意向を適切に反映した公民館運営を行うため、市民が事業の企画に参画する「公民館事業企画委員会」（以下、「事業企画委員会」という。）を各公民館に設置・運営し、翌年度の実施講座を企画する。			
	【具体的取組内容】 地域の社会資源を活用しながら、さらなる異世代交流や地域交流を図るとともに、新たな公民館利用者の獲得を視野に入れた講座の検討を行い、令和6年度に予算計上した138の定期講座のうち122コースを企画した。 <事業企画委員会 設置経過等> ・平成26年度設置館：鈴木公民館 ・平成27年度設置館：小川公民館 ・平成28年度設置館：上水南公民館、津田公民館、大沼公民館 ・平成29年度設置館：中央公民館、上宿公民館、仲町公民館、花小金井南公民館、花小金井北公民館、小川西町公民館			
	【活動指標】 事業企画委員会の開催回数（回）	R3年度 64	R4年度 68	R5年度 68
事業 の 価 値	【具体的取組内容の自己評価】 ・事業企画委員会の活動を通して委員同士の交流が図られ、地域のコミュニティづくりや市民との協働の拠点化に向けて前進した。 ・各館の事業企画委員会によって多様な定期講座を企画することができた。 ・中央公民館においては、事業企画委員会とは別に高校生の意見反映と公民館活動参加を目的とした高校生事業企画委員会を開催し、講座2コースを開設したほか、地域清掃や英語での交流会を実施した。			
	今 後 の 向	・事業企画委員会を通して、地域のリーダー等、市民と顔の見える関係を築き、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を構築する講座や市民の意向が反映された講座の企画を進める。 ・新たな利用者の獲得を目指す講座の企画に留まらず、その先に続く新たなコミュニティづくりを見据え、サークル化の促進にも努める。		
No. 47 公民館のあり方の検討（公民館）				
事業 の 内 容	【開始年度】 平成29年度	【目的】 関係部署と連携し、中央公民館・小川西町公民館・花小金井北公民館更新のために、基本設計、管理運営方法の検討を進める。	【対象】 市民	
	【事業概要】 令和元年12月に作成された「中央公民館、健康福祉事務センター及び福祉会館の更新等に関する基本計画」「小川駅西口地区市街地再開発事業公共床等の整備基本計画」並びに「小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画」を踏まえ、関係部署と連携しながら基本設計、管理運営方法の検討を行う。			
	【具体的取組内容】 公共施設マネジメント課を中心に、関係部署と連携し、市民への周知並びに意見集約、事業への反映を行った。 ・小川：具体的な運営方法について関係部署とともに調整・検討を行った。 ・中央：設計条件等について、関係部署と調整を行った。			
	【活動指標】 ※設定なし	R3年度	R4年度	R5年度

事業の 評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <p>公共施設マネジメント課を中心に、市民等への周知を図るとともに、市民意見の集約、反映を行った。</p> <p>小川：公民館運営審議会自主研修会（5月9日）、公民館運営審議会（11月14日・3月12日）、公民館利用者懇談会等連絡協議会（11月17日）で説明。延べ56人参加。</p> <p>中央：公民館運営審議会自主研修会で説明（5月9日）、ワークショップ（5月20日）、アンケート（5月20日～6月6日）、パネル展示（8月21日～25日）、市民説明会（9月16日）、オープンハウス（9月22日～23日）、アンケート（9月22日～10月10日）、パネル展示（2月6日～16日）を開催。延べ348人参加。</p> <p>花小金井北：公民館運営審議会自主研修会で説明（5月9日）、ワークショップ（10月1日）、基本設計方針説明会（1月11日・21日）を開催。延べ44人参加。</p>			
今後の 方向	<p>中央：関係部署と連携を図り、管理運営方法、設計業務等を並行して検討する。</p> <p>小川：貸し部屋のルールや指定管理者業務との棲み分けについて、公民館のあり方検討を踏まえた内容にするよう、関係部署と連携して検討を進める。</p>			
No. 48 特定歴史公文書の収集・整理・保存（図書館）				
事業の 内容	<p>【開始年度】</p> <p>令和4年度</p>	<p>【目的】</p> <p>教育委員会（中央図書館）において特定歴史公文書を将来にわたって適切に保存するとともに、市民等の自主的な利用に供する。</p>	<p>【対象】</p> <p>特定歴史公文書</p>	
	<p>【事業概要】</p> <p>実施機関※が作成又は取得した公文書で歴史的に価値のあるものについて、保存期間満了後、教育委員会に移管されたものを中央図書館で適切に保存し、市民等の利用に供する。</p> <p>※実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会</p>			
	<p>【具体的取組内容】</p> <p>(1) 特定歴史公文書の保存 実施機関から移管された特定歴史公文書について、劣化防止のため、中性紙製文書保存箱に保存</p> <p>(2) 特定歴史公文書目録の作成 教育委員会（中央図書館）に移管された特定歴史公文書目録を作成し、中央図書館に設置するとともに市ホームページに掲載</p>			
	<p>【活動指標】</p> <p>特定歴史公文書目録掲載ファイル数</p>	R3年度	R4年度	R5年度
			149	375
事業の 評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <p>令和5年度中、事務連絡文書を2回発出し、歴史公文書の教育委員会（中央図書館）への移管手続きを進めるよう各実施機関・各課に依頼した。移管を進め、目録掲載ファイルが増えた結果、より幅の広い年代や種類の市政情報の利用が可能となった。</p>			
今後の 方向	<p>市制施行後に作成された公文書について、各課が主体的かつ計画的に歴史公文書の選別・移管等を行う必要があるため、周知等を行い歴史公文書の移管の促進を図る。</p>			

No. 49	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進（市長部局：文化スポーツ課）			
事業の内容	【開始年度】 令和3年度	【目的】 鈴木遺跡の国指定史跡化を推進して、その保存・活用を図るとともに、市民の文化財に対する関心や愛着を高める。	【対象】 鈴木遺跡及び市民	
	【事業概要】 国史跡鈴木遺跡の保存活用を行う。			
	【具体的取組内容】 (1) 鈴木遺跡保存管理等用地の予備設計調査の実施 史跡整備設計上必要な、用地の現況測量図作成及び既設埋設管の地中レーダー調査などの予備設計調査を実施した。 (2) 鈴木遺跡保存管理等用地の確認発掘調査及び発掘見学会の実施 整備時に地中の史跡を破壊することのないよう、旧石器を包蔵する地層（立川ローム）の埋蔵深度を把握するための確認発掘調査を実施した。 また、発掘期間中に発掘現場の見学会を開催し、一般向けに公開し、解説を行った。 開催日数 1日（午前・午後の2回実施） 参加人数 219人 (3) 鈴木遺跡整備事業オープンハウスパネル展の実施 令和5年度に実施した整備事業の内容について、学芸員から来場者に説明した。 開催時期 令和6年3月11日～3月17日 開催場所 鈴木遺跡資料館展示室 来場者数 41人			
	【活動指標】 国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会・講座・展示・ウォークイベント・体験講座等開催回数（回）	R3年度 4	R4年度 4	R5年度 4
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 <ul style="list-style-type: none"> 鈴木遺跡保存管理等用地の現況測量図ができ、用地内の既設埋設管の状況を把握することができた。 用地内で史跡が包蔵されている深度を、詳細に把握することができた。 見学会を開催し、発掘調査地点を実際に見る機会を設けたことにより、用地内での史跡の保存状況についての理解促進が図られた。 オープンハウスパネル展を実施し、学芸員が見学者に直接説明することにより、鈴木遺跡保存管理等用地整備事業の進捗状況についての理解促進が図られた。 			
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 鈴木遺跡保存管理等用地の一般開放を目指して、令和6年度から国史跡鈴木遺跡保存活用計画に基づく国史跡鈴木遺跡整備基本計画の策定に着手し、その後、史跡整備設計・整備工事を実施する。 鈴木遺跡保存管理等用地の整備に係る予備設計調査を行い、設計に必要な情報や史跡の埋蔵状況を把握する。 事業の進捗状況について適宜市民に周知し、円滑な事業実施及び一般開放につなげる。 			

No. 50 海岸寺山門の修繕（市長部局：文化スポーツ課）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	令和3年度	小平市指定有形文化財「海岸寺山門」の劣化した茅葺屋根の適切な修繕を行う。	小平市指定有形文化財「海岸寺山門」	
	【事業概要】 小平市指定有形文化財「海岸寺山門」の茅葺屋根について、平成21年の葺き替え後11年が経過し、表面の劣化や屋根を支える構造材に亀裂が入るなど、腐朽が進行している。 山門を後世に継承するため、山門屋根修繕を実施した山門所有者である海岸寺に対して、修繕工事の費用の補助を行う。			
	【具体的取組内容】 令和3年度から2か年計画で実施した山門の古建築学調査の結果を踏まえて海岸寺が実施した修繕工事の費用に対して補助を行った。 また、修繕工事に合わせて市民向けの見学会を実施した。 令和6年1月13日～14日 参加者51人			
事業の価	【活動指標】		R3年度	R4年度
	調査・補助の実施		1	1
今後の方向	【具体的取組内容の自己評価】 修繕工事費用の補助金交付や工事内容の確認等を行い、文化財としての価値を損なわずに適切な修繕を行うことができた。			
	令和6年度に調査・修繕の過程で分かったことや修繕時に交換した部品の情報などを報告書にまとめ、将来の修繕時の資料とするとともに、歴史的建築物についての知見を広めるために活用する。			

基本的施策12 生涯学習を通じた地域づくりの推進

令和5年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和5年度主要事業」より抜粋)

- ・地域の学習資源の活用や多様な学習機会の創出により、地域の自然、歴史・文化や芸術活動に親しみ、理解を深め、ふるさとを愛する心をもつ子どもを育てることが求められます。
- ・成熟社会における生涯学習のかたちを実現するため、学習活動の成果を他の人や地域に還元することが望まれています。また、行政と連携・協働して取り組む地域の担い手が育つ必要があります。

令和5年度の主要事業

No.51 地域と連携したジュニア向け講座の実施

No.52 地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施

成果指標

	成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	地域支援講座開催回数（回）		69	79	84
②	全国学力・学習状況調査（質問紙）「今住んでいる地域の行事に参加している」に対する肯定的な回答割合（％）	小学校	46.1	37	43.1
		中学校	28.9	28.2	26

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 51 地域と連携したジュニア向け講座の実施（公民館）

事業の内容	<table border="1"> <tr> <td>【開始年度】 平成28年度</td> <td>【目的】 学校以外での学習の場として、様々な体験から興味・関心を深めるきっかけを提供する。</td> <td>【対象】 市内在住・在学の小・中学生</td> </tr> </table>	【開始年度】 平成28年度	【目的】 学校以外での学習の場として、様々な体験から興味・関心を深めるきっかけを提供する。	【対象】 市内在住・在学の小・中学生																																	
	【開始年度】 平成28年度	【目的】 学校以外での学習の場として、様々な体験から興味・関心を深めるきっかけを提供する。	【対象】 市内在住・在学の小・中学生																																		
	<p>【事業概要】</p> <p>中央公民館において、市内の団体等と連携したジュニア大学を開設するとともに、全館でこどもの興味、関心を深めるきっかけとなる様々な体験講座を開設する。</p>																																				
	<p>【具体的取組内容】</p> <p>ジュニア講座：31コース（対前年度比+3コース） 受講者403人（対前年度比+5人）</p> <p>小・中学生を対象に、地域の多様な主体と連携を図り、様々な体験や地域住民との交流等から学習への興味・関心を深めるきっかけづくりにつながる講座を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な講座</th> <th>実施館</th> <th>総講座数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジュニア大学</td> <td>中央公民館</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ケーキ作りにチャレンジしよう①</td> <td>小川公民館</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>たのしい水彩画</td> <td>花小金井北公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>キッズダンス K-POP</td> <td>上宿公民館</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>わくわくプログラミング（スクラッチ）</td> <td>上水南公民館</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>楽しいゲームをつくりながらプログラミングを学ぼう</td> <td>小川西町公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>競技かるたを体験しよう</td> <td>花小金井南公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>デジタル絵本づくり①</td> <td>仲町公民館</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ジュニアクッキング</td> <td>津田公民館</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>星座観察と星座早見盤工作①</td> <td>大沼公民館</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>はじめての苔玉づくり①</td> <td>鈴木公民館</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	主な講座	実施館	総講座数	ジュニア大学	中央公民館	4	ケーキ作りにチャレンジしよう①	小川公民館	2	たのしい水彩画	花小金井北公民館	1	キッズダンス K-POP	上宿公民館	3	わくわくプログラミング（スクラッチ）	上水南公民館	2	楽しいゲームをつくりながらプログラミングを学ぼう	小川西町公民館	1	競技かるたを体験しよう	花小金井南公民館	1	デジタル絵本づくり①	仲町公民館	3	ジュニアクッキング	津田公民館	6	星座観察と星座早見盤工作①	大沼公民館	6	はじめての苔玉づくり①	鈴木公民館	2
	主な講座	実施館	総講座数																																		
ジュニア大学	中央公民館	4																																			
ケーキ作りにチャレンジしよう①	小川公民館	2																																			
たのしい水彩画	花小金井北公民館	1																																			
キッズダンス K-POP	上宿公民館	3																																			
わくわくプログラミング（スクラッチ）	上水南公民館	2																																			
楽しいゲームをつくりながらプログラミングを学ぼう	小川西町公民館	1																																			
競技かるたを体験しよう	花小金井南公民館	1																																			
デジタル絵本づくり①	仲町公民館	3																																			
ジュニアクッキング	津田公民館	6																																			
星座観察と星座早見盤工作①	大沼公民館	6																																			
はじめての苔玉づくり①	鈴木公民館	2																																			
<table border="1"> <tr> <td>【活動指標】 講座実施回数（回）</td> <td>R3年度 49</td> <td>R4年度 48</td> <td>R5年度 67</td> </tr> </table>	【活動指標】 講座実施回数（回）	R3年度 49	R4年度 48	R5年度 67																																	
【活動指標】 講座実施回数（回）	R3年度 49	R4年度 48	R5年度 67																																		
事業の価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作、料理など、様々な分野における体験の場を通じて考える力を養い、自ら探究することの楽しさを知ること、様々な分野への興味・関心を深める機会を提供した。 ・グループワークやものづくり等の過程で一緒に協力して取り組むことで、学校間をまたいだ交流につながった。 ・中央公民館にジュニアの自主サークルが作られ、継続的な活動に移行することができた。 																																				
今後の向	<p>地域の多様な主体と連携を図りながら、様々な体験を通じた地域への興味・関心を深めるきっかけづくりとなる講座を実施し、受講後も継続して公民館を利用してもらえる仕組みづくりに取り組む。</p>																																				

No. 52 地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施（公民館）																																							
事業の内容	【開始年度】 平成28年度	【目的】 公民館を利用するきっかけづくりを提供するとともに、地域課題の解決及び公民館サークルの活用、支援につなげる。	【対象】 市民																																				
	【事業概要】 市民が学びあうことを基本に、公民館を気軽に利用するきっかけづくりや地域の課題解決に向けて、地域活動・地域連携をテーマに、地域で活躍している方やサークル活動参加者が講師となり、地域密着型の講座を開設する。																																						
	【具体的取組内容】 地域支援講座：26コース（対前年度比+5コース） 受講者1,148人（対前年度比+499人）																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な講座</th> <th>実施館</th> <th>総講座数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>もっと知りたい小平を</td><td>中央公民館</td><td>5</td></tr> <tr><td>大人の素敵な趣味入門</td><td>小川公民館</td><td>2</td></tr> <tr><td>プランターで花や野菜を育てよう</td><td>花小金井北公民館</td><td>1</td></tr> <tr><td>こだいらのごみを知る</td><td>上宿公民館</td><td>2</td></tr> <tr><td>小平をスローウォーキング</td><td>上水南公民館</td><td>1</td></tr> <tr><td>私たちの暮らしに身近で楽しいSDGs</td><td>小川西町公民館</td><td>3</td></tr> <tr><td>晩秋の小平を歩く</td><td>花小金井南公民館</td><td>4</td></tr> <tr><td>絵本をたのしもう</td><td>仲町公民館</td><td>1</td></tr> <tr><td>津田梅子に学ぶ女性の自立</td><td>津田公民館</td><td>3</td></tr> <tr><td>丸ポストのある風景をめぐるまち歩き</td><td>大沼公民館</td><td>3</td></tr> <tr><td>アーティストフォーラム</td><td>鈴木公民館</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>			主な講座	実施館	総講座数	もっと知りたい小平を	中央公民館	5	大人の素敵な趣味入門	小川公民館	2	プランターで花や野菜を育てよう	花小金井北公民館	1	こだいらのごみを知る	上宿公民館	2	小平をスローウォーキング	上水南公民館	1	私たちの暮らしに身近で楽しいSDGs	小川西町公民館	3	晩秋の小平を歩く	花小金井南公民館	4	絵本をたのしもう	仲町公民館	1	津田梅子に学ぶ女性の自立	津田公民館	3	丸ポストのある風景をめぐるまち歩き	大沼公民館	3	アーティストフォーラム	鈴木公民館	1
	主な講座	実施館	総講座数																																				
もっと知りたい小平を	中央公民館	5																																					
大人の素敵な趣味入門	小川公民館	2																																					
プランターで花や野菜を育てよう	花小金井北公民館	1																																					
こだいらのごみを知る	上宿公民館	2																																					
小平をスローウォーキング	上水南公民館	1																																					
私たちの暮らしに身近で楽しいSDGs	小川西町公民館	3																																					
晩秋の小平を歩く	花小金井南公民館	4																																					
絵本をたのしもう	仲町公民館	1																																					
津田梅子に学ぶ女性の自立	津田公民館	3																																					
丸ポストのある風景をめぐるまち歩き	大沼公民館	3																																					
アーティストフォーラム	鈴木公民館	1																																					
【活動指標】 講座実施回数（回）		R3年度 69	R4年度 79																																				
R5年度 84																																							
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 ・令和4年度の事業企画委員会で企画された講座が主であり、地域で活躍している方に講師を依頼する等により、学習成果の地域への還元等につながった。 ・講師と受講者及び受講者同士の交流により、新たな公民館利用者の獲得や地域課題解決に向けた活動の活性化が図られた。																																						
今後の方	・市民が学びあうことを基本に、地域で活動する市民の人材育成や団体の活性化等の視点を踏まえ、地域と連携・協力を図りながら、地域における様々な課題の解決や、より豊かな地域のコミュニティづくりにつなげるための講座を実施する。 ・小平の文化、土地柄等、市内のあらゆる魅力ある資源も活用し、地域への愛着を持ってもらうきっかけづくりとなる場を提供する。																																						

IV 学識経験者からの意見

元国立音楽大学教授 新藤 久典

1 総論

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき作成された「小平市教育委員会事務の点検及び評価—令和5年度分—報告書」をつぶさに拝見しました。第二次小平市教育振興基本計画に定める基本的施策の達成のために、毎年度策定する年次計画に掲げられた52事業と、その他教育委員会が特に重要と認める1事業、合わせて53事業が、12の基本的施策ごとに整理されて、各基本的施策は、「令和5年度に向けての課題」によって、小平市が目指す施策の方向性が明確に示されています。基本的施策を具現化した各主要事業は、その目的・事業概要・具体的取組内容がコンパクトにまとめられ、更に過去3年間の「活動指標」が数値化・可視化され、各事業の取組の進展が経年変化で見ることにより、事業の自己評価とそれに基づく「今後の方向」が分かりやすくまとめられています。このことにより、施策の意義と価値に対する市民の理解を助け、協力を得られやすくする点で大いに評価できます。

このように、本報告書を読むと、小平市教育振興基本計画の成果と課題を踏まえて新たに策定された第二次小平市教育振興基本計画が着実に実施に移され、前基本計画を上回る成果を上げていることを見て取ることができます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が第5類に分類されたことにより、学校教育では、日常の教育活動を取り戻し、子供たちが安心して学習に打ち込める環境を整える年度となりました。しかし、一度途絶えた学校文化は1年や2年で取り戻すことは不可能です。それゆえ、教育委員会のイニシアティブと大胆な施策の展開を強く期待します。

また、多くの市民も、コロナ禍の下で様々に制限され、自己規制を余儀なくされた数年間の重苦しい状況を脱し、「平穏な日常は普通のことではない」ことを実感しました。そのことにより、クオリティ・オブ・ライフを高めるための「自分磨き」の重要性、誰もが安心して住める地域社会を確たるものにするために欠くことのできない、互いに支え合う「共助の精神」を高めることの必要性を痛感しました。そのことは、コロナ禍以前に比べて、生涯学習に対する意識が変わり、学びたい内容、学ぶ意欲も大きく変化を遂げる形となって現れています。このことは、市民一人ひとりの生涯にわたる教育を保障する小平市にとっても、生涯学習に対する認識を一新する好機と捉えて欲しいと願っています。それゆえ、スタートしたばかりの第二次小平市教育振興基本計画ではありますが、社会教育・生涯学習に関する施策については、途中での修正もあり得ると認識し、市民の意識・意欲の変化を最大限に活かす教育施策の策定・実施を強く期待します。

2 個別事業への意見

○ 令和5年度新規事業等について

・No. 1 小学校第5学年における移動教室の実施

平成14年1月に「確かな学力の向上のための2002アピール」が出されて以降、各学校は、世論の後押しもあり、学力向上に力を注ぐようになりました。しかし、中央教育審議会答申において、何度も「体験活動」の不足が課題として取り上げられ、自己肯定感の低下、人間関係能力の低下、コミュニケーション能力の不足等が指摘されてきています。その解決策として「多様な体験活動の充実」が求められています。小平市において、小学校第5学年の移動教室が始まったことは、少々遅まきの感はありますが、大変望ましいことであると考えます。後発のメリットを活

かすために、他地区での取組の成果と課題を活かし、さらには、子供の意見表明権を保障する観点から、事前学習から事後学習に至るまで、子供の主体性を尊重した、豊かで多様な体験活動が展開されることを期待します。

・No. 2 学習補助員の配置

令和4年12月の文部科学省の発表によれば、通常の学級に在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズを有し、学習面又は行動面で著しい困難を示す子供の割合は、小学校で10.4%、中学校で5.6%、高等学校で2.2%でした。平成24年よりも、小・中学校で約35%増加しました。こうした子供たちを含め、全ての子供たちの可能性を信じ、誰一人取り残されない教育を実現するためには、現在の教員定数に基づいて配置されている教員だけでは対応できません。今後、ますます増加が想像されることから、多様な資格・経験をもつ「学習補助員」の配置が充実されていくことを期待します。

・No. 27 校務支援システムの機能拡張

GIGAスクール構想の実現、学校の働き方改革の推進の観点から、今後ますます充実が期待される事業です。しかし、導入に要する経費、後年度負担ともに大きい事業であり、市民の理解は欠かせません。何よりも、このシステムの最大の恩恵を受ける教職員の意識変革、ICT活用能力等の向上は欠くことができません。そういう意味からも教職員の研修の充実が望まれます。

・No. 31 部活動地域移行の検討

学校の働き方改革が社会問題化して以来、文部科学省が主導して推進している事業ですが、中学校の問題という捉え方では、当事者である子供たちだけでなく、全ての関係者の満足が得られる事業にはなりません。市民の生涯を通じた運動・スポーツ、文化に親しむ意欲を高め、健康長寿の街を実現する機運を高める事業として展開されることを期待します。

・No. 32 スクールロイヤル制度の導入

学校教育においては、教育活動の全ては、日本国憲法、教育基本法、学校教育法等の法律によってきめ細かく定められ、それによって、学校で行う教育活動の正当性が担保されています。しかし、教職員の法律に対する理解度は決して高くなく、その運用に至っては、管理職ですらおぼつかない状況にあります。そうした現状に加え、保護者を始め地域の住民との連携を深めれば深めるほど、法的見地から適切な対応が求められる事象が発生することを避けることはできません。本事業は、そうした観点からも、弁護士による助言等を適時適切に得られるという大変心強い事業と言えます。まずは、本事業の啓発活動に力を注がれることを期待します。

・No. 53 学校給食費に関する保護者負担の軽減

厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、令和3年の貧困線は127万円で、相対的貧困率は15.4%でした。各学級6～7人の子供が在籍していることとなります。日本は欧米に比べて経済的格差が大きく、現在の日本が置かれている経済状況から格差の是正は望みようもありません。現状を踏まえ、誰一人取り残されない教育の実現を図るためにも、学校給食費等の教育費の保護者負担の軽減は欠かすことのできない事業であり、充実を期待します。

3 全体としてさらに望まれること

○ 誰一人取り残されない教育の実現—子供たちの「意見表明権」の保障

学校教育全般について私見を述べさせていただきます。

平成31年4月、柴山昌彦文部科学大臣（当時）は、中央教育審議会に対して、「新しい時代の初等中等教育の在り方」について諮問しました。その中で、いじめの重大事態や児童虐待相談対

応件数が過去最多を更新し続けていること、それに加え、障害のある児童・生徒や不登校児童・生徒、外国人児童・生徒など特別な配慮を要する児童・生徒の増加に対応するため、「誰一人置き去りにしない教育の実現」のための支援体制を整えることの必要性を示しました。この理念は今始まったものではなく、学校教育が始まって以来底流にある考え方であり、万人が認めるところです。しかし、では、具体的に子供一人ひとりにどう対することが「誰一人取り残されない」ことになるのか、となると、答えはそう簡単ではありません。小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されている学習指導要領においては、「個別最適な学び」の保障が、その答えの一つと考えられ、各学校では研究・実践が進められています。しかし、実際に授業を参観してみると、まだまだ手探り状態であり、学校として共通理解・共通実践には至っていないというのが現状です。

上記でも述べましたが、「誰一人取り残されない教育の実現」の答えは簡単ではありません。その答えを出すための一つの方策を提案したいと思います。それは、子供たちの「意見表明権」の最大限の尊重とそれを保障する具体的な実践の研究・開発です。この「意見表明権」は、昨年4月に発効した「こども基本法」の第3条第3項に、「その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」と示されています。

学校においては、教育委員会の指導・助言に基づき、子供たちの「意見表明権」を最大限に発揮する場を保障するように変わることが期待しています。全ての子供たちが、教育の主体として、学校教育全体に対して、当事者としての興味・関心を持ち、自分たちの可能性を信じ、教育課程の編成・実施等に関わることが、母校への思いを大きくふくらませ、目を輝かせて学校教育の恩恵を最大限に享受できるようになるのではないのでしょうか。

1 総論

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき、令和5年度の年次計画に掲げた 52 事業と、教育委員会が特に重要と認める1事業、合わせて 53 事業の自己点検・評価について資料で確認した。また特にその中の 29 事業(うち新規4事業)については口頭での説明を受け、より詳しく確認した。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響がある程度収束し、各事業が活発に展開されていることが見て取れた。一方で、コロナをきっかけに事業の在り方や意義が改めて見直されるものも少なくなく、多くの事業が多様な人材の意欲や熱意、多様な組織・団体との連携や協働によって成り立っていることが改めて理解できた。中・長期的視点からの取組が求められる教育事業だからこそ、教職員をはじめ関係者が学び支え合い事業の目的を共有していく持続可能なしくみが必要であり、本点検・評価もその重要な一部となっている。

全体として、第二次小平市教育振興基本計画の目標・基本理念に沿って事業目的が達成されていると評価できる。

2 個別事業への意見

基本的施策8 家庭教育への支援では、子育て支援に関する講座やブックスタート事業等について、例年と同等の内容が実施されている。成果指標である子育て支援講座受講者数や 15 歳以下で年度内に 1 冊以上図書館で資料を借りた人の割合は前年度と比べて大きく増加とは言えないが、質的には充実した内容となっており、特に子育て支援講座では子育て中の親の参加を引き出すために多様なテーマで講座が開催されている。子育て支援講座から6つの団体の自主サークルの立ち上げを支援したことは、本事業の目的である子育ての不安や孤立の解消、仲間づくりという意味で高く評価できる。

基本的施策9 地域総がかりでの教育の推進では、小平地域教育サポート・ネット事業の推進や放課後子ども教室の推進の2事業が実施されている。小平市は地域住民による学校支援・放課後支援が近隣市に比べても大変盛んなことで知られており、令和5年度も地域の力と学校の協力により豊かな活動が展開されている。こうした地域と学校の連携・協働活動においては地域人材、住民のボランティアの協力が欠かせないが、事業の継続に向けては、教育支援人材の発掘や育成、支援が今後ますます重要になってくる。研修や交流の機会の充実が望まれる。

基本的施策 11 多様な学びをつなぐ生涯学習の推進では、公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築、公民館事業企画委員会による講座企画、公民館のあり方の検討、特定歴史公文書の収集・整理・保存、国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進、海岸寺山門の修繕の6つの事業が実施された。公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築では、令和3年度の中央公民館、令和4年度の仲町公民館の整備を経て、令和5年度は残りの全館でオンライン講座が実施できる環境が整備され、多様な学びをつなぐ生涯学習の推進の基盤づくりが整った。また実際にオンラインを活用した講座等も複数実施されている。今後の多様な世代・ニーズの市民に向けた学習機会の提供に向けて試行と検討を重ねてほしい。特定歴史公文書の収集・整理・保存については、貴重な地域の資料の収集・保存が着実に実施されている。市制施行後作成された公文書について各課に主体的・計画的に選別・移管等を行ってもらうための周知や働きかけに引き続き務めることが求められる。文化財関係では、国指定史跡鈴木遺跡の発掘見学会において1日2回の実施にもかかわらず 219 人の参加、海岸寺山門の修繕工事に合わせた見学会では2日間で 51 人の参加があり、市民の高い関心がうかがえる。文化財への理解促進だけではなく、地域への関心や愛着を育む意義もあることから、保存とともに活用についても引き継ぎ積極的に取り組んでほしい。

基本的施策 12 生涯学習を通じた地域づくりの推進では、地域と連携したジュニア向け講座の実施、地域と

連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施の2事業が行われた。ジュニア講座では前年度より3コース、地域支援講座では前年度より5コース増やし、地域の資源を活かした充実した講座が展開されていることは評価できる。地域と連携した講座は受講者だけではなく、その準備や実施の過程も通して関係・協力する人材・組織・団体等の学びの場や機会にもなり、また地域の担い手を育成することにもつながる。講座での体験や交流が講座後の自主的な学び合いやつながりづくりにつながるように、さらに積極的な取組を期待したい。

3 全体としてさらに望まれること

令和5年6月に第4期教育振興基本計画が閣議決定され、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な基本方針が掲げられた。また令和6年6月には文部科学大臣から中央教育審議会に「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」の諮問が出された。審議が求められた主な事項は、社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策、社会教育活動の推進方策、国・地方公共団体における社会教育の推進体制の在り方についてとなっている。こうした国の政策動向の背景にあるこれからの教育理念として、教育事業が一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展の両者の視点をもって実施されるものであり、「学び」が人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕すことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成する可能性を持つことを、担当者をはじめ関係者が十分理解・共有して今後も取り組む必要がある。

小平市教育委員会では令和5年度もかなり多くの事業が実施されており、点検・評価だけでも膨大な作業であると思われるが、個々の自己評価について事業の内容、評価、今後の方向性について丁寧かつ具体的に記述されており、各担当課が事業の評価を重要なプロセスとしてとらえ、次年度につなげていこうとする高い意識が読み取れる。

一方で、各事業を横断し、全体的・総合的な視点から（例えば基本的施策ごとなど）達成度や成果、課題をとらえることも検討していいのではないだろうか。事業同士の関連性や数年間の経過もふまえ、どのような教育的成果や変化が生まれ課題の解決につながったのか、整理することも教育委員会の事業全体を見通すうえで求められるのではないか。また市民に分かりやすく事業の成果を説明・発信し、参加、参画、協働をうながすことにもつながると思われる。

V 資料編

《資料1》小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針

平成20年12月18日
小平市教育委員会決定
改正 平成26年4月1日
改正 平成27年4月1日

1 趣旨

小平市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、毎年度、自らの権限に属する事務（同法第25条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを小平市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の主要な事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年度1回実施する。
- (2) 点検及び評価の対象は、点検及び評価を実施する年度の前年度の主要な事業（小平市教育振興基本計画に基づき、毎年度策定する年次計画に掲げた事業その他委員会が特に重要であると認める事業をいう。）とする。
- (3) 点検及び評価を行うに当たっては、意見を聴取する機会を設けること等により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る。
- (4) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ① 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ② 「点検・評価に関する有識者」の任期は、1年を超えない範囲で委員会が指定する期間とし、再任を妨げない。
- (5) 委員会は、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、小平市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

《資料2》小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する要綱

平成20年12月18日 制定
改正 平成27年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、小平市教育委員会(以下「委員会」という。)が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 点検 主要な事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 主要な事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、点検及び評価を実施する年度の前年度の主要な事業(小平市教育振興基本計画に基づき、毎年度策定する年次計画に掲げた事業その他委員会が特に重要であると認める事業をいう。以下同じ。)とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年度1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、意見を聴取する機会を設けること等により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、小平市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

《資料3》小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者設置要綱

平成20年12月18日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する、点検・評価に関する有識者の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 要綱に規定する点検及び評価に当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、小平市教育委員会（以下「委員会」という。）に点検・評価に関する有識者を設置する。

(有識者の数)

第3条 点検・評価に関する有識者は2人以内とする。

(委嘱)

第4条 点検・評価に関する有識者は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、委員会が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 点検・評価に関する有識者の委嘱期間は、1年を超えない範囲で委員会が指定する期間とし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 点検・評価に関する有識者は、委員会の求めに応じ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施にあたり、事業の進捗状況、課題及び今後の取組の方向性等について、意見を述べるものとする。

(職務上の注意)

第7条 点検・評価に関する有識者は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該委嘱を解かれた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(施行期日)

この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

《資料4》 点検・評価の経過

<p>令和6年 4月</p>	<p>教育委員会各課(館)及び市長部局の担当課にて、自己点検・評価を実施(点検・評価票を作成)</p>								
<p>7月3日(水)</p>	<p>第1回小平市教育委員会事務点検・評価有識者会議を開催</p> <table border="1" data-bbox="496 454 1393 960"> <tr> <td data-bbox="496 454 651 499">時 間</td> <td data-bbox="651 454 1393 499">午後2時～午後4時10分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 499 651 544">場 所</td> <td data-bbox="651 499 1393 544">小平市役所 503会議室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 544 651 674">主な内容</td> <td data-bbox="651 544 1393 674">点検・評価の概要説明 各事業の自己点検・評価の内容説明 質疑・応答、意見交換</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 674 651 960">出席者</td> <td data-bbox="651 674 1393 960"> 《教育委員会》 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、 地域学習支援課長、中央公民館長、中央図書館長 《市長部局》 文化スポーツ課長 </td> </tr> </table>	時 間	午後2時～午後4時10分	場 所	小平市役所 503会議室	主な内容	点検・評価の概要説明 各事業の自己点検・評価の内容説明 質疑・応答、意見交換	出席者	《教育委員会》 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、 地域学習支援課長、中央公民館長、中央図書館長 《市長部局》 文化スポーツ課長
時 間	午後2時～午後4時10分								
場 所	小平市役所 503会議室								
主な内容	点検・評価の概要説明 各事業の自己点検・評価の内容説明 質疑・応答、意見交換								
出席者	《教育委員会》 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、 地域学習支援課長、中央公民館長、中央図書館長 《市長部局》 文化スポーツ課長								
<p>7月23日(火)</p>	<p>第2回小平市教育委員会事務点検・評価有識者会議を開催</p> <table border="1" data-bbox="496 1077 1393 1583"> <tr> <td data-bbox="496 1077 651 1122">時 間</td> <td data-bbox="651 1077 1393 1122">午後1時30分～午後2時20分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1122 651 1167">場 所</td> <td data-bbox="651 1122 1393 1167">小平市中央公民館 講座室2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1167 651 1296">主な内容</td> <td data-bbox="651 1167 1393 1296">質疑・応答 学識経験者からの講評</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1296 651 1583">出席者</td> <td data-bbox="651 1296 1393 1583"> 《教育委員会》 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、 地域学習支援課長、中央公民館長、中央図書館長 《市長部局》 文化スポーツ課長 </td> </tr> </table>	時 間	午後1時30分～午後2時20分	場 所	小平市中央公民館 講座室2	主な内容	質疑・応答 学識経験者からの講評	出席者	《教育委員会》 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、 地域学習支援課長、中央公民館長、中央図書館長 《市長部局》 文化スポーツ課長
時 間	午後1時30分～午後2時20分								
場 所	小平市中央公民館 講座室2								
主な内容	質疑・応答 学識経験者からの講評								
出席者	《教育委員会》 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、 地域学習支援課長、中央公民館長、中央図書館長 《市長部局》 文化スポーツ課長								
<p>8月15日(木)</p>	<p>教育委員会8月定例会 「小平市教育委員会事務の点検及び評価－令和5年度分－報告書」を付議</p>								